

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 9 月 7 日
【計算期間】	第14特定期間（自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）
【ファンド名】	みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり） みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ＬＡ米国ドル建てハイイールド債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて米国の米国ドル建ての高利回り債（以下「ハイイールド債」と称する場合があります。）に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

各ファンドは、それぞれ4,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）各ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

< Aコース > < Bコース >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信	国 内	株 式
●追加型投信	●海 外	●債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）各ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

< Aコース >

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
---------------------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本	●ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	●北米 欧州	ファンド・オブ・ ファンズ
不動産投信 ●その他資産 (投資信託証券) ¹ 資産複合	年4回	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	為替ヘッジ
	年6回(隔月)		●あり (フルヘッジ) ²
	●年12回(毎月)		なし
	日々		
	その他		

1 < A コース > が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性（低格付債）」です。

2 < A コース > は外貨建資産への投資にあたって、為替フルヘッジを原則にしています。

< B コース >

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本	●ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	●北米 欧州	ファンド・オブ・ ファンズ
不動産投信 ●その他資産 (投資信託証券) 資産複合	年4回	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	為替ヘッジ
	年6回(隔月)		あり
	●年12回(毎月)		●なし
	日々		
	その他		

< B コース > が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性（低格付債）」です。

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。 各ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
クレジット属性 (低格付債)	目論見書又は投資信託約款において、一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものをいう。 低格付債とは、投資対象とする債券の格付けについて、BB格相当以下（取得時）を基準とするものをいい、委託会社独自の基準によるものです。なお、各ファンドでは高利回り債またはハイイールド債と称する場合があります。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注３）各ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

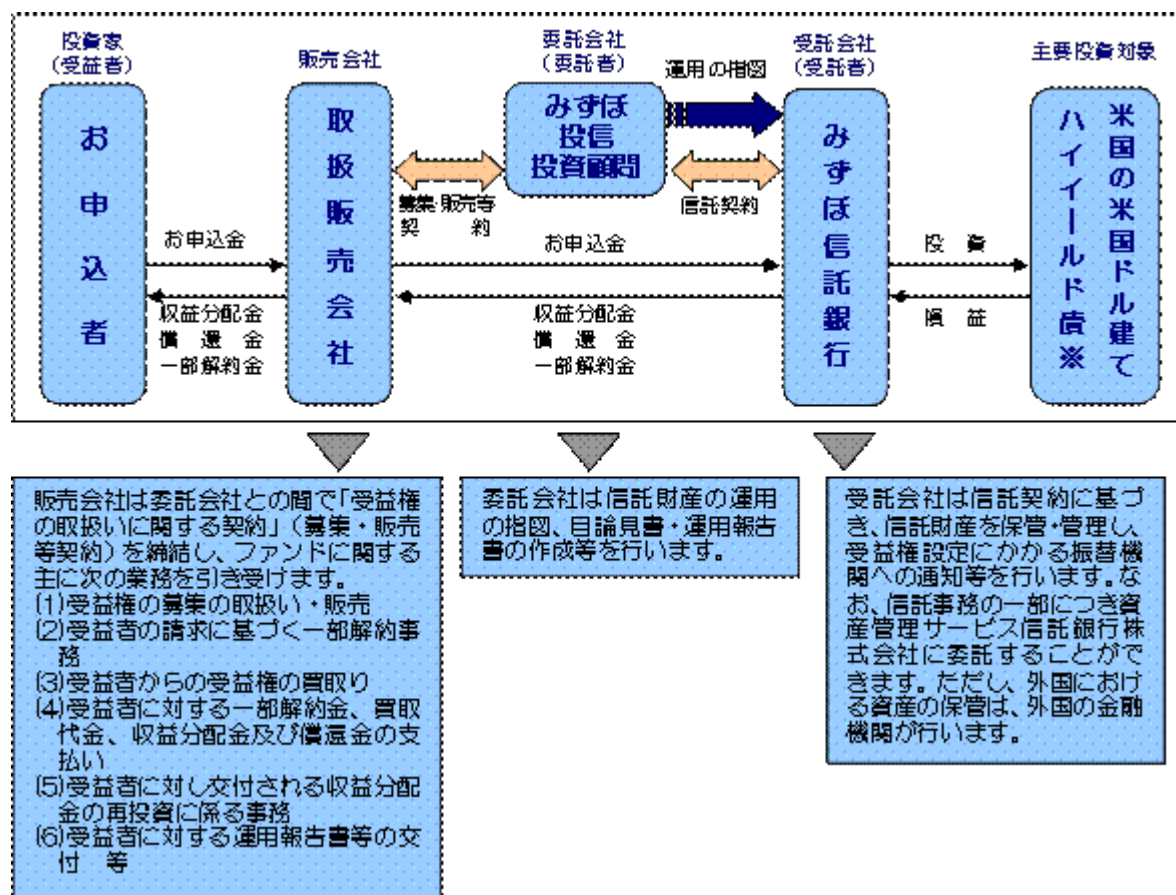
（２）【ファンドの沿革】

平成16年 6月30日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】

各ファンドの運営の仕組み



主要投資対象である米国の米国ドル建てハイイールド債には、主として、L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンドを通じて投資を行います。

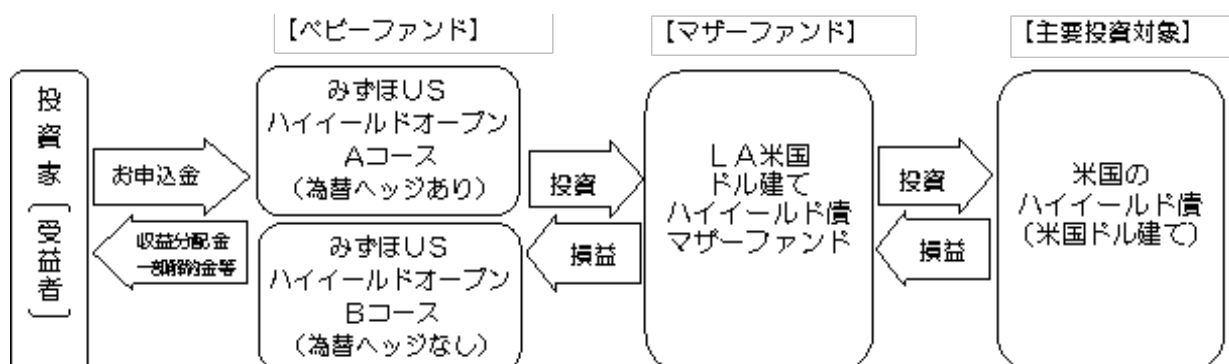
各ファンドが主要投資対象とするL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー（以下「ロード・アベット社」といいます。）に委託します。

ロード・アベット社は、委託会社との「投資運用委託契約」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、マザーファンドにおいて、有価証券等の投資判断および発注等を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは「L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
マザーファンドのほかに、債券等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

1．資本金の額 20億4,560万円(平成23年 6月30日現在)

2．会社の沿革

昭和39年 5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成 9年10月 1日	「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年 7月 1日	「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年 7月 1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3．大株主の状況(平成23年 6月30日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

各ファンドは、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

ＬＡ米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券等へ直接投資する場合があります。

2．投資態度

- a．主としてＬＡ米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。

各ファンドは原則としてマザーファンド受益証券の組入れを高位に保つことにより、マザーファンドの投資成果を忠実に反映させることに努めるものとします。

マザーファンド受益証券を通じて米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。

<ハイイールド債とは>

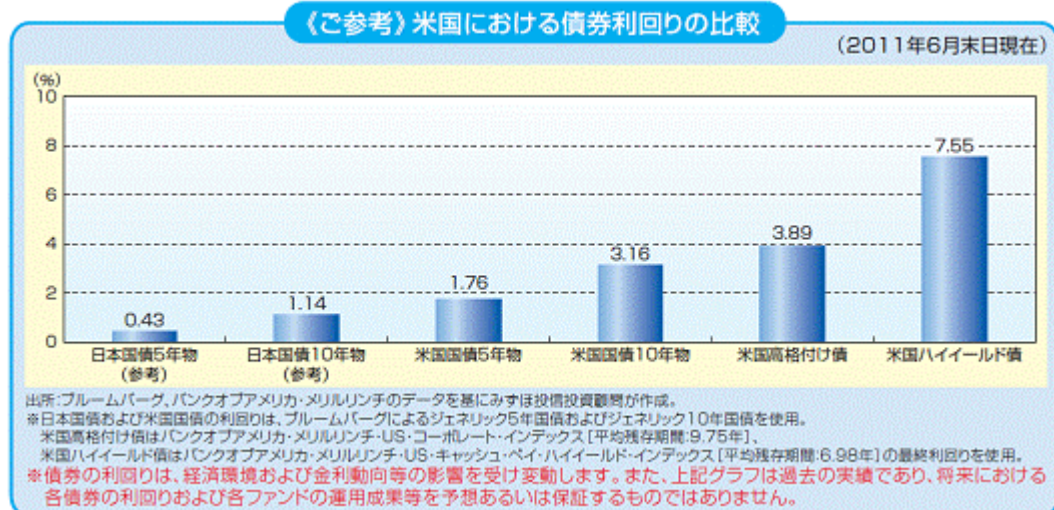
一般に債券（社債）には、格付け機関から発行体（企業など）の信用度に応じて、ＡＡＡ、ＡＡ等の格付けが付与されます。

ハイイールド債とは、格付け機関からＢＢ（Ｓ＆Ｐ社の場合）以下の格付けが付与されている等、ＢＢＢ以上の格付けが付与されている高格付け債と比べ信用力の低い債券です。具体的には、Ｓ＆Ｐ社の場合、ＢＢ以下のもの、ムーディーズ社の場合、Ｂａ以下のものを指します。

	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合	
高い 格付け 低い	AAA	Aaa	高格付け債
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	ハイイールド債
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D	—	

<米国のハイイールド債の主な特徴>

- ・ 米国のハイイールド債は、米国の高格付け債と比べ相対的に信用力が低い一方で、高い利回りで発行され、流通しています。
- 信用リスク等をコントロールできれば、高い利回りの享受を期待することが可能です。



- ・ 米国では、ハイイールド債は、企業にとって一般的な資金調達的手段であり、投資家にとっては魅力的な投資対象であるため、確立された市場が存在しています。
 → その市場規模から、投資銘柄の選択と適度な分散投資が可能です。

米国の米国ドル建てのハイイールド債への投資にあたっては、綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。

運用にあたっては、定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。なお、マザーファンドにおける外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

各ファンドは以下をベンチマークとします。

- ・ Aコース：バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）¹
 - ・ Bコース：バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）²
- 1 「バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）」とは、The BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮し、円換算したものです。
- 2 「バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）」とは、The BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

* ベンチマークは米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

- b. Aコースは実質組入 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

Bコースは実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

Aコースは為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うに当たりヘッジコスト（為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差）がかかります。

Bコースは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合において、為替相場の変動による差損を回避する

ため、外国為替の売予約、先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを回避することをいいます。

《ご参考》ヘッジコストについて

一般に、為替ヘッジにはヘッジコストがかかります。
ヘッジコストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差をいいます。
米国ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。

日本の金利 < 米国の金利 の場合



c．市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

d．マザーファンドの運用は、効率化を図るため、運用指図に関する権限を、ロード・アベット社に委託します。

<ロード・アベット社（Lord, Abnett & Co. LLC）について>

設立：1929年

所在地：米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地

運用資産：約1,143億ドル（2011年6月末日現在）

米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

<ロード・アベット社のハイイールド債の運用投資哲学>

- ・インカムゲインと価格上昇の獲得による安定的な総合収益の向上を目指します。
- ・インフレ、金融政策、景気サイクル等のマクロ経済分析、各セクターに与える影響を分析したうえで、個別銘柄の綿密な調査・分析を実施します。

ファンドの投資プロセス

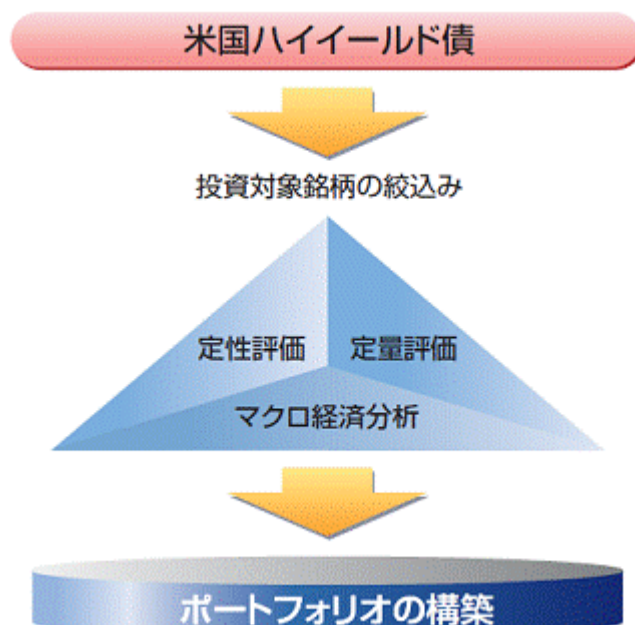
各ファンドは、主としてL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国のハイイールド債に投資を行います。なお、マザーファンドにおける投資は、ロード・アベット社により以下のプロセスのもとで行われます。

<マザーファンドの投資プロセス>

企業訪問で得た情報や決算情報等をもとに相対的に良質な資産と優良な経営陣を持つ企業に重点を置き、個別企業に対する徹底した定性・定量分析を行います。加えて、マクロ経済見通し等を投資判断に加味することで相対的に魅力的な銘柄を選び出し、ポートフォリオを構築します。

・各分析における着眼点

定性評価	経営陣の質 / 競争優位性
定量評価	資産 キャッシュフロー 業績
マクロ経済見通し	資本市場・信用リスク環境 企業業績 金融当局の政策スタンス



高格付け債等を組み入れることもあります。また、各分析における着眼点の項目については変更される可能性があります。

マザーファンドの投資プロセスは、ロード・アベット社の米国での長年にわたる業歴および運用実績に裏付けられた手法に基づいております。短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底し、中長期的に高いリターンの達成を目指しています。

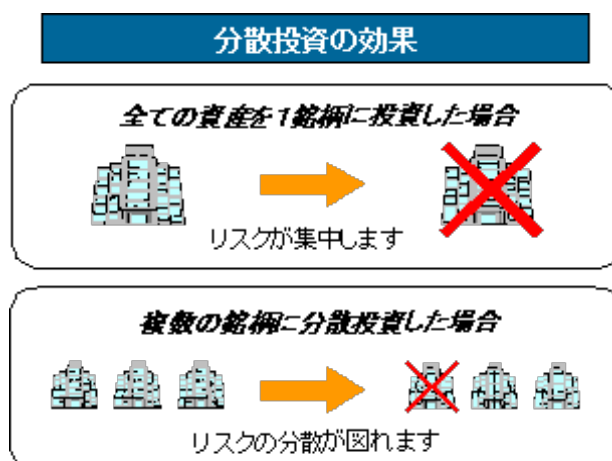
<マザーファンドのリスク管理方法>

マザーファンドは、高格付け債と比べて信用リスクの高いハイイールド債を主要投資対象としていますが、以下の手法でその信用リスクの管理を行います。

1. 分散投資

1銘柄の債券に集中して投資すると、デフォルトが発生した場合、投資した資金は、大きく毀損してしまいます。

一方で、複数の銘柄に分散投資すれば、1銘柄がデフォルトを起こした場合の損失は、1銘柄の債券に投資した場合に比べ、限定的となります。



※上図はイメージ図です。

2. 銘柄選択

格付け機関により同等の格付けを付与されているなど、同等の信用リスクを有すると市場において判断されている銘柄であっても、発行体の保有資産や経営陣の質が相対的に高い銘柄への投資は、その信用リスクは発行体の保有資産や経営陣の質が相対的に低い銘柄への投資と比べ、限定的となります。

ロード・アベット社は、綿密な企業調査に基づき、相対的に良質な資産と優良な経営陣を持ち、より安定性の高いと判断される銘柄を抽出することで、信用リスク等をコントロールすることを目指

します。

3. モニタリング

債券の発行体の保有資産や経営陣の質等の、信用リスクに影響を与える要素は常に変化しているため、債券の価格もその変化を反映し、大きく変動する場合があります。

ロード・アベット社では、保有銘柄の信用リスク状況を常時モニタリングするとともに、信用リスクが増加したと判断された銘柄に対する重点的調査・分析等を実施することで、信用リスクをコントロールすることを目指します。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限り、ます。）
 - c. 金銭債権（a.、b. およびd. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - d. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、みずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および8. において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1. から7. の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前記15. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書および前記8.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から5.までの証券および前記8.の証券または証書のうち前記2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記9.の証券および前記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

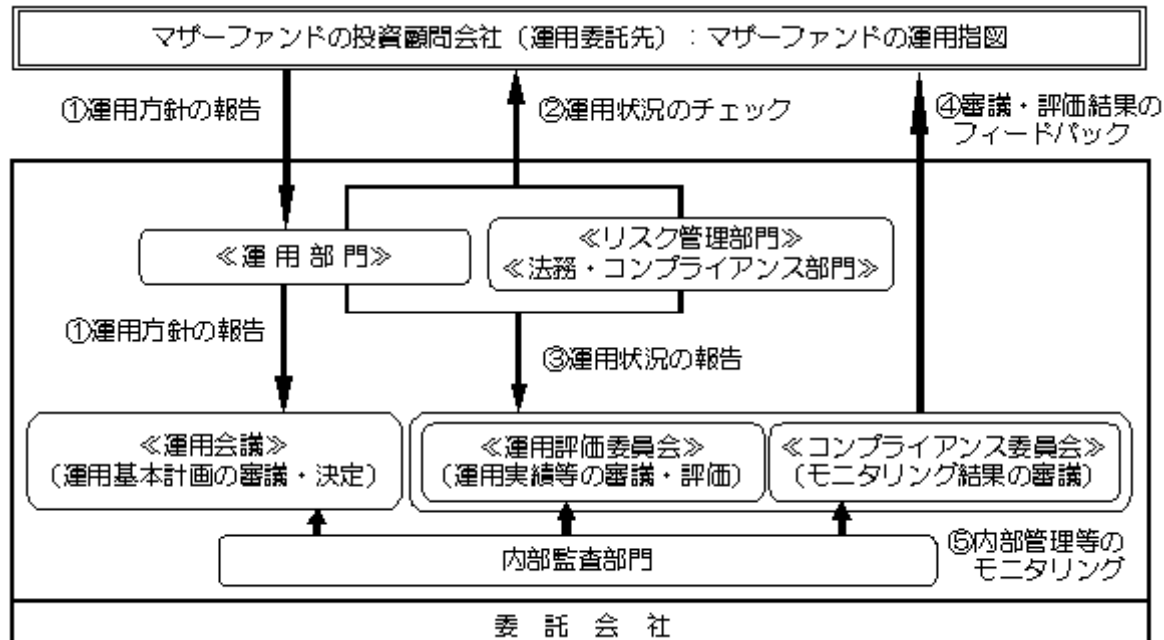
委託会社は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記 の規定にかかわらず、各ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

委託会社は、L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの信託財産の運用に関し、運用指図に関する権限をロード・アベット社（投資顧問会社）に委託しますが、ベビーファンドである各ファンドの信託財産の運用管理については、ファンド設定者である委託会社がマザーファンドへの出資額の決定および出資比率の維持・管理を行います。なお、各ファンドのマザーファンドへの出資比率は、原則として高位を維持するものとします。



1. ロード・アベット社（マザーファンドの投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、マザーファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
2. 委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
3. 運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、2.の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
4. 「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資

顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。

5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成23年6月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

上記のほか、Aコースの為替ヘッジは、委託会社が為替予約取引等の指図を直接行います。為替ヘッジの方針は、信託約款の定めに従い、フルヘッジの状態を基本とします。

<ロード・アベット社（投資顧問会社）の運用体制>

ロード・アベット社は、投資運用委託契約中の運用ガイドライン等に則り、個別銘柄選択などの投資判断およびこれに付随して発生するトレーディングを行います。当社の運用は、短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底することにより、中長期的に高いリターンの達成を目指すことが特徴であり、運用プロダクト毎の各運用チームが、それぞれ独自のスタイルに基づいて運用を行います。各運用チームのファンドマネージャーは、各チーム毎に所属する専属アナリスト（主にセクター毎に分担）と共に運用を行います。また、他の運用チームや社内アナリストのリサーチ情報を活用します。

当社の運用評価は、運用部門から独立したリスク管理部門が、月次でリスク・リターン分析を行います。また、四半期毎に開催される主要パートナーによるレビューにおいて、運用審査が行われます。法務部門およびコンプライアンス部門は、ポートフォリオに関する監査・ガイドラインチェック、売買状況チェック（インサイダー・トレーディング、個別銘柄組入れ比率、投資対象国等のチェック）を実施します。

ロード・アベット社では、内部監査を担当する専門の部署は設置しませんが、通常の業務プロセスの中で継続的に社内評価を行います。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが、運用、トレーディング、計理、コンプライアンスの各部署を、諸規定、コンプライアンス・ポリシーの観点から随時管理監督します。

関係法人に対する管理体制

各ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第1計算期および第2計算期は、収益分配を行いません。第3計算期以降、毎決算時（原則として毎月7日、ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

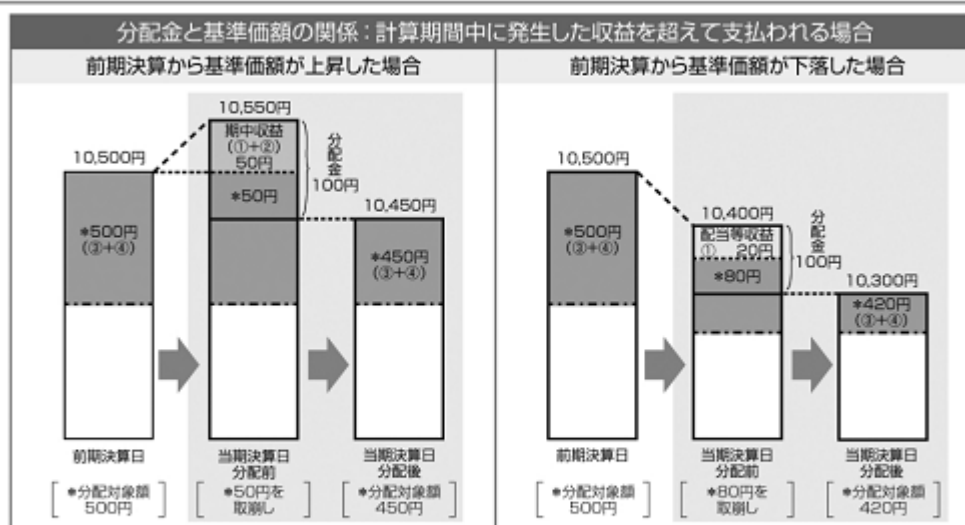
〔収益分配金に関する留意事項〕

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



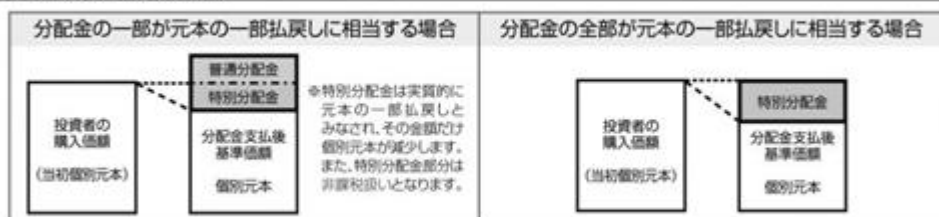
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益 (①+②) のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式等（約款第21条、第23条および第24条）

1. 委託会社は、信託財産に属する株式への実質投資割合 が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等については、この限りではありません。
4. 前記3.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券(約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等（約款第25条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）（両者および前記(2)投資対象 有価証券の指図範囲8.において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用制限（2）、約款第32条）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約(約款第33条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券先物取引等(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金等を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲

内とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、この で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下このb.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款に定める組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ契約の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委

託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4．前記3．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第28条)

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3．において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この4．において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5．前記3．4．においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 6．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 7．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第29条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けすることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ(約款第31条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第40条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 参考 > L A 米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の米国ドル建ての高利回り債（ハイイールド債）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国の米国ドル建てのハイイールド債に投資し、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

米国ドル建て債券への投資にあたっては、定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット社に委託します。

市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3 【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主としてL A 米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券への投資を通じて米国の公社債などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付けの格下げ・格上げ）により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。各ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。なお、ハイイールド債の価格は、一般的に金利変動より景気や企業業績などに起因する発行体の財務内容や信用状況の変化の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、債券価格が上昇することもあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、債券価格が下落し、各ファンドの基準価額が下がることもあります。

為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。Aコースでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります（ヘッジコストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差で、この金利差分収益が減少または増加します。）。Bコースでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。各ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

< その他 >

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものです。一方、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(2) リスク管理体制

運用指図に関する権限の委託を受けたロード・アベット社は、以下の体制によりマザーファンドのリスク管理を行います。

運用部門から独立したリスク管理部門が、日次でファンドのリスク分析を行います。

一方、投資ガイドライン、コンプライアンスの抵触状況は、システム的に管理し、ガイドライン等に抵触する取引が含まれる場合には、運用部門・法務部門・コンプライアンス部門へ連絡を入れ、対応を図ります。

みずほ投信投資顧問においては、ロード・アベット社からのレポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。

また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてロード・アベット社への注意・勧告などを行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に対し、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とします。平成23年9月7日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

上記 にかかわらず、スイッチング（乗換え）の場合は無手数料となります。また償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.47%（税抜1.4%）の率を乗じて得た額とします。

その配分については、販売会社毎の純資産総額に対し、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.84% （税抜0.8%）	0.525% （税抜0.5%）	0.105% （税抜0.1%）
500億円以上の部分	0.63% （税抜0.6%）	0.735% （税抜0.7%）	0.105% （税抜0.1%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

マザーファンドの投資顧問会社であるロード・アベット社が受ける報酬は、マザーファンドに投資する各ファンドの委託会社が受ける信託報酬から毎年1月および7月に支弁するものとし、その報酬額は、各

ファンド毎に信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

平成26年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率 による源泉徴収が行われます。

なお、各ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

平成26年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

- 1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

- 1．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、上記「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成23年6月30日現在）

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券（LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド）	日本	34,288,309,940	98.29
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	595,364,636	1.70
合 計（純資産総額）		—	34,883,674,576	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て、端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券（LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド）	日本	204,633,593,865	99.45
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,116,737,969	0.54
合 計（純資産総額）		—	205,750,331,834	100.00

（参考）LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	アメリカ	520,117,442	0.21
	新株予約権証券	アメリカ	143,006,919	0.05
	国債証券	セネガル共和国	275,386,983	0.11
	地方債証券	アルゼンチン	1,921,761,894	0.79
	社債券	日本	446,339,014	0.18
		アメリカ	199,684,361,593	83.04
		カナダ	7,517,435,107	3.12
		アイルランド	3,170,898,811	1.31
		オーストラリア	3,113,895,358	1.29
		ルクセンブルグ	3,064,085,259	1.27
		ブラジル	2,727,628,546	1.13
		イギリス	2,097,221,599	0.87
		ケイマン島	1,639,961,732	0.68
		バミューダ	1,575,945,466	0.65
		オランダ	1,445,758,250	0.60
		スペイン	1,132,032,388	0.47
		フランス	917,980,830	0.38
		メキシコ	827,080,867	0.34
		ドイツ	774,039,240	0.32
		パナマ	607,424,629	0.25
		エルサルバドル	586,932,328	0.24
		英ヴァージン諸島	495,520,740	0.20

		アルゼンチン	370,181,360	0.15
	新株予約権付社債券	アメリカ	1,500,917,527	0.62
	其他有価証券	アメリカ	26,640,900	0.01
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,856,471,646	1.60
合 計（純資産総額）		—	240,439,026,428	100.00

(2) 【投資資産】（平成23年6月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	25,772,932,908	1.3364	34,443,958,750	1.3304	34,288,309,940	98.29

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	153,813,585,287	1.3367	205,611,810,967	1.3304	204,633,593,865	99.45

（参考）LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率 (%)	償還 期限	通貨	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	FORD MOTOR CRED	社債券	アメリカ	12.000	2015年 5月15日	米ドル	33,000,000.00	127.43	42,053,517.00	123.68	40,816,974.00	3,295,154,311	1.37
2	EL PASO CORP	社債券	アメリカ	7.750	2032年 1月15日	米ドル	32,340,000.00	119.69	38,709,395.34	116.59	37,708,116.60	3,044,176,253	1.26
3	OGX PETROLEO E GAS	社債券	ブラジル	8.500	2018年 6月1日	米ドル	30,500,000.00	102.83	31,363,750.00	102.00	31,110,000.00	2,511,510,300	1.04
4	LIBERTY MUTUAL VAR	社債券	アメリカ	10.750	2058年 6月15日	米ドル	22,000,000.00	136.25	29,975,000.00	131.75	28,985,000.00	2,339,959,050	0.97
5	PINNACLE FOOD FI	社債券	アメリカ	10.625	2017年 4月1日	米ドル	25,958,000.00	107.83	27,990,942.50	107.00	27,775,060.00	2,242,280,593	0.93
6	CIT GROUP INC	社債券	アメリカ	7.000	2017年 5月2日	米ドル	25,000,000.00	100.50	25,125,000.00	99.62	24,906,250.00	2,010,681,562	0.83
7	HCA INC	社債券	アメリカ	7.875	2020年 2月15日	米ドル	20,000,000.00	109.75	21,950,000.00	108.87	21,775,000.00	1,757,895,750	0.73

8	CLEAN HARBORS IN	社 債 券	ア メ リ カ	7.625	2016 年 8月15 日	米 ド ル	20,137,000.00	107.00	21,546,590.00	106.75	21,496,247.50	1,735,392,060	0.72
9	INTL LEASE FIN	社 債 券	ア メ リ カ	8.750	2017 年 3月15 日	米 ド ル	18,464,000.00	112.00	20,679,680.00	108.62	20,056,520.00	1,619,162,859	0.67
10	ALLY FINANCIAL INC	社 債 券	ア メ リ カ	8.300	2015 年 2月12 日	米 ド ル	18,000,000.00	110.50	19,890,000.00	108.43	19,518,840.00	1,575,755,953	0.65
11	MGM MIRAGE	社 債 券	ア メ リ カ	11.375	2018 年 3月1 日	米 ド ル	16,500,000.00	115.37	19,036,875.00	112.75	18,603,750.00	1,501,880,737	0.62
12	UAL 2009-2B	社 債 券	ア メ リ カ	12.000	2016 年 1月15 日	米 ド ル	16,406,652.13	110.99	18,211,383.85	110.00	18,047,317.33	1,456,959,928	0.60
13	DELTA AIR LINES	社 債 券	ア メ リ カ	12.250	2015 年 3月15 日	米 ド ル	15,495,000.00	112.50	17,431,875.00	111.25	17,238,187.50	1,391,638,876	0.57
14	GENON ENERGY	社 債 券	ア メ リ カ	9.875	2020 年 10月 15日	米 ド ル	16,625,000.00	105.50	17,540,312.50	103.00	17,123,750.00	1,382,400,337	0.57
15	MOHEGAN GAMING	社 債 券	ア メ リ カ	11.500	2017 年 11月1 日	米 ド ル	16,350,000.00	104.50	17,085,750.00	102.50	16,758,750.00	1,352,933,887	0.56
16	UNITED AIRLINES	社 債 券	ア メ リ カ	12.000	2013 年 11月1 日	米 ド ル	15,370,000.00	108.00	16,599,600.00	107.50	16,522,750.00	1,333,881,607	0.55
17	INTELSAT BERMUDA	社 債 券	ル ク セ ン ブ ル グ	11.500	2017 年 2月4 日	米 ド ル	15,049,805.00	107.75	16,216,164.88	107.00	16,103,291.35	1,300,018,710	0.54
18	IFM US COLONIAL	社 債 券	ア メ リ カ	6.450	2021 年 5月1 日	米 ド ル	14,900,000.00	106.96	15,938,008.50	106.07	15,805,592.20	1,275,985,458	0.53
19	LIONS GATE INC	社 債 券	ア メ リ カ	10.250	2016 年 11月1 日	米 ド ル	15,325,000.00	102.75	15,746,843.75	101.50	15,554,875.00	1,255,745,058	0.52
20	CLEARWIRE COMM	社 債 券	ア メ リ カ	12.000	2017 年 12月1 日	米 ド ル	14,650,000.00	108.00	15,822,000.00	104.75	15,345,875.00	1,238,872,488	0.51
21	BRIGHAM EXPLORE	社 債 券	ア メ リ カ	8.750	2018 年 10月1 日	米 ド ル	14,158,000.00	110.00	15,573,800.00	108.00	15,290,640.00	1,234,413,367	0.51
22	GIANT FUNDING	社 債 券	ア メ リ カ	8.250	2018 年 2月1 日	米 ド ル	14,769,000.00	105.50	15,581,295.00	103.25	15,248,992.50	1,231,051,164	0.51
23	SPRINGLEAF FIN	社 債 券	ア メ リ カ	6.900	2017 年 12月 15日	米 ド ル	16,675,000.00	94.75	15,799,562.50	91.00	15,174,250.00	1,225,017,202	0.50
24	COLUMBUS MCKINN	社 債 券	ア メ リ カ	7.875	2019 年 2月1 日	米 ド ル	14,880,000.00	103.50	15,400,800.00	101.75	15,140,400.00	1,222,284,492	0.50
25	HERTZ CORP	社 債 券	ア メ リ カ	7.375	2021 年 1月15 日	米 ド ル	14,825,000.00	104.00	15,418,000.00	101.25	15,010,312.50	1,211,782,528	0.50

26	MU FINANCE PLC	社債券	イギリス	8.375	2017年 2月1日	米ドル	14,050,000.00	107.12	15,051,062.50	106.50	14,963,250.00	1,207,983,172	0.50
27	FORD MOTOR CO	社債券	アメリカ	7.450	2031年 7月16日	米ドル	13,075,000.00	113.49	14,839,941.95	113.39	14,826,383.17	1,196,933,913	0.49
28	LONGVIEW FIBRE	社債券	アメリカ	8.000	2016年 6月1日	米ドル	14,585,000.00	102.00	14,876,700.00	100.50	14,657,925.00	1,183,334,285	0.49
29	AVIS BUDGET CAR	社債券	アメリカ	9.625	2018年 3月15日	米ドル	13,500,000.00	109.64	14,802,500.00	107.00	14,445,000.00	1,166,144,850	0.48
30	FLORIDA EAST RR	社債券	アメリカ	8.125	2017年 2月1日	米ドル	13,905,000.00	105.25	14,635,012.50	103.75	14,426,437.50	1,164,646,299	0.48

（注） 米ドル表示

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	98.29
合 計		98.29

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.45
合 計		99.45

（参考）LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	社債券	-	0.18
外国	株式	自動車・自動車部品	0.21
	新株予約権証券	-	0.05
	国債証券	-	0.11
	地方債証券	-	0.79
	社債券	-	96.39
	新株予約権付社債券	-	0.62
	その他有価証券	-	0.01
合 計			98.39

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成16年12月7日	2,538	2,548	1.0528	1.0568
第2特定期間	平成17年6月7日	4,257	4,272	1.0180	1.0215
第3特定期間	平成17年12月7日	3,668	3,681	0.9954	0.9989
第4特定期間	平成18年6月7日	3,571	3,582	0.9842	0.9872
第5特定期間	平成18年12月7日	3,163	3,171	0.9979	1.0004
第6特定期間	平成19年6月7日	3,077	3,084	1.0080	1.0105
第7特定期間	平成19年12月7日	2,512	2,519	0.9442	0.9467
第8特定期間	平成20年6月9日	2,373	2,380	0.9217	0.9242
第9特定期間	平成20年12月8日	1,154	1,158	0.6287	0.6312
第10特定期間	平成21年6月8日	1,708	1,721	0.7963	0.8023
第11特定期間	平成21年12月7日	2,784	2,815	0.8927	0.9027
第12特定期間	平成22年6月7日	4,703	4,757	0.8754	0.8854
第13特定期間	平成22年12月7日	18,699	18,909	0.8869	0.8969
第14特定期間	平成23年6月7日	33,317	33,697	0.8771	0.8871
	平成22年6月末日	4,788	—	0.8840	—
	平成22年7月末日	5,026	—	0.8989	—
	平成22年8月末日	5,540	—	0.8895	—
	平成22年9月末日	9,855	—	0.9003	—
	平成22年10月末日	13,797	—	0.9100	—
	平成22年11月末日	17,744	—	0.8933	—
	平成22年12月末日	20,730	—	0.8931	—
	平成23年1月末日	22,151	—	0.9008	—
	平成23年2月末日	23,978	—	0.9006	—
	平成23年3月末日	25,475	—	0.8936	—
	平成23年4月末日	30,201	—	0.8954	—
	平成23年5月末日	33,031	—	0.8892	—
	平成23年6月30日	34,883	—	0.8669	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。（以下同じ。）

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成16年12月7日	18,918	19,031	1.0050	1.0110
第2特定期間	平成17年6月7日	46,989	47,269	1.0062	1.0122
第3特定期間	平成17年12月7日	62,599	62,935	1.1157	1.1217

第4特定期間	平成18年6月7日	62,503	62,862	1.0432	1.0492
第5特定期間	平成18年12月7日	65,963	66,328	1.0853	1.0913
第6特定期間	平成19年6月7日	66,613	66,958	1.1589	1.1649
第7特定期間	平成19年12月7日	53,068	53,385	1.0039	1.0099
第8特定期間	平成20年6月9日	46,863	47,170	0.9143	0.9203
第9特定期間	平成20年12月8日	26,782	27,080	0.5394	0.5454
第10特定期間	平成21年6月8日	35,778	36,077	0.7193	0.7253
第11特定期間	平成21年12月7日	42,779	43,362	0.7333	0.7433
第12特定期間	平成22年6月7日	86,679	87,888	0.7171	0.7271
第13特定期間	平成22年12月7日	148,649	150,942	0.6483	0.6583
第14特定期間	平成23年6月7日	202,744	205,559	0.6123	0.6208
	平成22年6月末日	91,415	—	0.7036	—
	平成22年7月末日	98,599	—	0.7000	—
	平成22年8月末日	103,918	—	0.6737	—
	平成22年9月末日	121,120	—	0.6747	—
	平成22年10月末日	132,447	—	0.6568	—
	平成22年11月末日	149,288	—	0.6685	—
	平成22年12月末日	161,305	—	0.6443	—
	平成23年1月末日	177,254	—	0.6528	—
	平成23年2月末日	185,469	—	0.6466	—
	平成23年3月末日	195,186	—	0.6500	—
	平成23年4月末日	200,682	—	0.6421	—
	平成23年5月末日	206,027	—	0.6271	—
	平成23年6月30日	205,750	—	0.6088	—

【分配の推移】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0110
第2特定期間	0.0235
第3特定期間	0.0210
第4特定期間	0.0195
第5特定期間	0.0165
第6特定期間	0.0150
第7特定期間	0.0150
第8特定期間	0.0150
第9特定期間	0.0150
第10特定期間	0.0320
第11特定期間	0.0440
第12特定期間	0.0600
第13特定期間	0.0600
第14特定期間	0.0600

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

計算期間	1口当たりの分配金（円）
------	--------------

第1特定期間	0.0170
第2特定期間	0.0360
第3特定期間	0.0360
第4特定期間	0.0360
第5特定期間	0.0360
第6特定期間	0.0360
第7特定期間	0.0360
第8特定期間	0.0360
第9特定期間	0.0360
第10特定期間	0.0360
第11特定期間	0.0440
第12特定期間	0.0600
第13特定期間	0.0600
第14特定期間	0.0555

【収益率の推移】

みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	6.38
第2特定期間	1.07
第3特定期間	0.16
第4特定期間	0.83
第5特定期間	3.07
第6特定期間	2.52
第7特定期間	4.84
第8特定期間	0.79
第9特定期間	30.16
第10特定期間	31.75
第11特定期間	17.63
第12特定期間	4.78
第13特定期間	8.17
第14特定期間	5.66

（注１）収益率は期間騰落率。（以下同じ。）

（注２）小数点第３位四捨五入。（以下同じ。）

（注３）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。（以下同じ。）

みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2.20
第2特定期間	3.70
第3特定期間	14.46
第4特定期間	3.27
第5特定期間	7.49
第6特定期間	10.10
第7特定期間	10.27

第8特定期間	5.34
第9特定期間	37.07
第10特定期間	40.03
第11特定期間	8.06
第12特定期間	5.97
第13特定期間	1.23
第14特定期間	3.01

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	2,473,233,663	61,698,618	2,411,535,045
第2特定期間	2,021,846,280	250,832,330	4,182,548,995
第3特定期間	643,167,634	1,140,295,058	3,685,421,571
第4特定期間	751,760,002	808,677,630	3,628,503,943
第5特定期間	203,160,496	661,695,024	3,169,969,415
第6特定期間	662,728,404	779,694,170	3,053,003,649
第7特定期間	107,434,584	499,506,516	2,660,931,717
第8特定期間	14,150,848	99,721,658	2,575,360,907
第9特定期間	10,244,249	749,592,801	1,836,012,355
第10特定期間	534,631,535	225,435,393	2,145,208,497
第11特定期間	1,326,897,653	352,597,376	3,119,508,774
第12特定期間	3,213,913,257	960,112,838	5,373,309,193
第13特定期間	17,320,002,475	1,608,931,469	21,084,380,199
第14特定期間	23,999,145,967	7,096,989,398	37,986,536,768

（注）第1特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。（以下同じ。）

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	18,925,559,645	101,133,995	18,824,425,650
第2特定期間	28,261,307,260	385,045,779	46,700,687,131
第3特定期間	16,292,426,062	6,886,553,942	56,106,559,251
第4特定期間	10,604,247,220	6,798,169,638	59,912,636,833
第5特定期間	8,108,700,219	7,244,614,248	60,776,722,804
第6特定期間	4,630,539,262	7,928,022,280	57,479,239,786
第7特定期間	2,358,486,071	6,977,781,620	52,859,944,237
第8特定期間	2,468,038,157	4,073,719,367	51,254,263,027
第9特定期間	1,813,909,982	3,415,783,030	49,652,389,979
第10特定期間	2,305,270,375	2,215,831,067	49,741,829,287
第11特定期間	10,571,787,702	1,978,260,702	58,335,356,287
第12特定期間	67,458,391,005	4,911,755,203	120,881,992,089
第13特定期間	115,593,615,989	7,174,778,463	229,300,829,615
第14特定期間	138,544,326,477	36,744,784,896	331,100,371,196

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) AコースとBコースは、販売会社が別に定める単位でスイッチング（乗換え）ができます。
 スwitchングとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。
 スwitchング前とスswitchング後で受益者の個別元本が変わり、スswitchング申込者の損益が一旦確定します。
 スswitchングの際には、申込手数料は無手数料となりますが、換金時と同様に信託財産留保額（基準価額の0.2%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。
 販売会社によっては、スswitchングの取扱いを行わない場合、またはスswitchングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。スswitchングの取扱いや申込単位等については、販売会社にお問い合わせください。
- (9) 販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (10) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、1万口単位または1口単位をもって解約を請

求することができます。

解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。
- 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組み入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、各ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。
- (7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付け場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

公社債等：計算日における以下のいずれかの価額

- ・ 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・ 金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- ・ 価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国為替予約の円換算：計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、それぞれ「ハイ債A」「ハイ債B」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成16年6月30日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成16年6月30日から平成16年8月7日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

- 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を

解約し、信託を終了させます。

3. 委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがい

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおける委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、6月と12月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 各ファンドの財務諸表は、前期特定期間(平成22年6月8日から平成22年12月7日まで)及び、当期特定期間(平成22年12月8日から平成23年6月7日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 各ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 各ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期特定期間(平成22年6月8日から平成22年12月7日まで)の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受け、また、当期特定期間(平成22年12月8日から平成23年6月7日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期特定期間 (平成22年12月7日現在)	当期特定期間 (平成23年6月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	454,123,238	717,116,193
親投資信託受益証券	18,354,879,628	32,593,958,750
派生商品評価勘定	167,965,380	524,580,400
未収利息	1,119	1,571
流動資産合計	18,976,969,365	33,835,656,914
資産合計	18,976,969,365	33,835,656,914
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	137,000	-
未払収益分配金	210,843,801	379,865,367
未払解約金	47,381,927	100,726,351
未払受託者報酬	1,394,945	2,673,278
未払委託者報酬	18,134,278	34,752,596
その他未払費用	69,737	133,653
流動負債合計	277,961,688	518,151,245
負債合計	277,961,688	518,151,245
純資産の部		
元本等		
元本	21,084,380,199	37,986,536,768
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,385,372,522	4,669,031,099
（分配準備積立金）	314,695,704	-
元本等合計	18,699,007,677	33,317,505,669
純資産合計	18,699,007,677	33,317,505,669
負債純資産合計	18,976,969,365	33,835,656,914

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期特定期間 (自 平成22年 6 月 8 日 至 平成22年12月 7 日)	当期特定期間 (自 平成22年12月 8 日 至 平成23年 6 月 7 日)
営業収益		
受取利息	65,755	245,372
有価証券売買等損益	75,267,743	629,079,122
為替差損益	515,358,330	840,420,260
営業収益合計	590,691,828	1,469,744,754
営業費用		
受託者報酬	4,537,973	13,099,532
委託者報酬	58,993,526	170,293,894
その他費用	226,835	654,915
営業費用合計	63,758,334	184,048,341
営業利益又は営業損失（ ）	526,933,494	1,285,696,413
経常利益又は経常損失（ ）	526,933,494	1,285,696,413
当期純利益又は当期純損失（ ）	526,933,494	1,285,696,413
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,987,612	3,443,019
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	669,652,794	2,385,372,522
剰余金増加額又は欠損金減少額	169,771,317	776,696,695
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	169,771,317	776,696,695
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,741,183,166	2,570,338,905
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,741,183,166	2,570,338,905
分配金	664,253,761	1,772,269,761
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,385,372,522	4,669,031,099

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期特定期間 (自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日)	当期特定期間 (自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日)
1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 なお、外国為替予約取引につきましては、個別法に基づき、原則として時価で評価しております。	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益 同左
4 特定期間	本財務諸表に係るファンドの特定期間は、平成22年6月8日から平成22年12月7日までとなっております。	_____

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	前期特定期間 (平成22年12月7日現在)	当期特定期間 (平成23年6月7日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		21,084,380,199口	37,986,536,768口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を2,385,372,522円下回っております。	純資産額は元本を4,669,031,099円下回っております。
3 一単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産の額 (1万口当たりの純資産の額)		0.8869 円 (8,869 円)	0.8771 円 (8,771 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期特定期間 (自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日)	当期特定期間 (自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日)
(単位:円) 1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 16,350,824	(単位:円) 1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 47,007,625

（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

2 分配金の計算過程

第72期計算期間（平成22年6月8日から平成22年7月7日）末における費用控除後の配当等収益（26,702,201円）、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（759,351,662円）、分配準備積立金（49,249,260円）より、分配対象収益は835,303,123円（1万口当たり1,546円）であり、うち54,028,495円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第73期計算期間（平成22年7月8日から平成22年8月9日）末における費用控除後の配当等収益（33,923,146円）、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（771,156,089円）、分配準備積立金（49,086,155円）より、分配対象収益は854,165,390円（1万口当たり1,507円）であり、うち56,643,485円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第74期計算期間（平成22年8月10日から平成22年9月7日）末における費用控除後の配当等収益（29,146,549円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（895,836,694円）、分配準備積立金（48,856,250円）より、分配対象収益は973,839,493円（1万口当たり1,456円）であり、うち66,857,880円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第75期計算期間（平成22年9月8日から平成22年10月7日）末における費用控除後の配当等収益（55,813,614円）、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（94,588,482円）、収益調整金（1,586,988,460円）、分配準備積立金（48,277,908円）より、分配対象収益は1,785,668,464円（1万口当たり1,498円）であり、うち119,142,620円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第76期計算期間（平成22年10月8日から平成22年11月8日）末における費用控除後の配当等収益（81,652,396円）、有価証券売買等損益（180,937,858円）、収益調整金（2,070,953,342円）、分配準備積立金（137,013,298円）より、分配対象収益は2,470,556,894円（1万口当たり1,576円）であり、うち156,737,480円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第77期計算期間（平成22年11月9日から平成22年12月7日）末における費用控除後の配当等収益（90,319,798円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,819,745,131円）、分配準備積立金（312,930,302円）より、分配対象収益は3,222,995,231円（1万口当たり1,528円）であり、うち210,843,801円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

2 分配金の計算過程

第78期計算期間（平成22年12月8日から平成23年1月7日）末に、費用控除後の配当等収益（119,521,176円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,104,508,478円）、分配準備積立金（304,835,019円）より、分配対象収益は3,528,864,673円（1万口当たり1,484円）であり、うち237,730,887円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第79期計算期間（平成23年1月8日から平成23年2月7日）末に、費用控除後の配当等収益（131,222,331円）、有価証券売買等損益（157,708,634円）、収益調整金（3,196,381,828円）、分配準備積立金（296,754,738円）より、分配対象収益は3,782,067,531円（1万口当たり1,502円）であり、うち251,723,945円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第80期計算期間（平成23年2月8日から平成23年3月7日）末に、費用控除後の配当等収益（129,738,348円）、有価証券売買等損益（107,409,104円）、収益調整金（3,397,452,192円）、分配準備積立金（436,068,274円）より、分配対象収益は4,070,667,918円（1万口当たり1,493円）であり、うち272,500,741円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第81期計算期間（平成23年3月8日から平成23年4月7日）末に、費用控除後の配当等収益（140,901,272円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,546,593,815円）、分配準備積立金（506,483,765円）より、分配対象収益は4,193,978,852円（1万口当たり1,448円）であり、うち289,485,629円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第82期計算期間（平成23年4月8日から平成23年5月9日）末に、費用控除後の配当等収益（183,751,097円）、有価証券売買等損益（156,681,760円）、収益調整金（4,132,264,401円）、分配準備積立金（491,270,632円）より、分配対象収益は4,963,967,890円（1万口当たり1,455円）であり、うち340,963,192円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第83期計算期間（平成23年5月10日から平成23年6月7日）末に、費用控除後の配当等収益（169,692,113円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,537,608,300円）、分配準備積立金（632,408,206円）より、分配対象収益は5,339,708,619円（1万口当たり1,405円）であり、うち379,865,367円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日）	当期特定期間 （自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）
----	---	---

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。また、当ファンドは金融商品の為替変動リスクの低減を目的として為替予約取引を行っております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 （平成22年12月7日現在）	当期特定期間 （平成23年6月7日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（１）有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （２）デリバティブ取引 為替予約取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております （３）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 親投資信託受益証券 同左 （２）デリバティブ取引 為替予約取引 同左 （３）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	60,597,671
合計	60,597,671

当期特定期間（自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	258,200,228
合計	258,200,228

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

前期特定期間（自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日）

	前期特定期間（平成22年12月7日 現在）
--	-----------------------

種 類	契 約 額 等（円）		時 価 （円）	評 価 損 益 （円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
米・ドル	18,399,284,380	—	18,231,456,000	167,828,380
小 計	18,399,284,380	—	18,231,456,000	167,828,380
合 計	18,399,284,380	—	18,231,456,000	167,828,380

（注）時価の算定方法

- （1）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように算定しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。
 ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。
- （2）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により算定しております。

当期特定期間（自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）

種 類	当期特定期間（平成23年6月7日 現在）			
	契 約 額 等（円）		時 価 （円）	評 価 損 益 （円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
米・ドル	32,813,130,400	—	32,288,550,000	524,580,400
小 計	32,813,130,400	—	32,288,550,000	524,580,400
合 計	32,813,130,400	—	32,288,550,000	524,580,400

（注）時価の算定方法

- （1）特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- （2）特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日）	当期特定期間 （自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）
	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動に関する注記

項 目	期別	前期特定期間 （平成22年12月7日現在）	当期特定期間 （平成23年6月7日現在）
1 期首元本額		5,373,309,193 円	21,084,380,199 円
期中追加設定元本額		17,320,002,475 円	23,999,145,967 円
期中一部解約元本額		1,608,931,469 円	7,096,989,398 円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

（平成23年6月7日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	ＬＡ米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	24,380,251,889	32,593,958,750	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	24,380,251,889 1 97.8%	32,593,958,750 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				32,593,958,750	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

【みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期特定期間 (平成22年12月7日現在)	当期特定期間 (平成23年6月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,151,018,211	4,285,284,588
親投資信託受益証券	148,105,527,396	202,011,810,967
未収利息	7,769	9,392
流動資産合計	151,256,553,376	206,297,104,947
資産合計	151,256,553,376	206,297,104,947
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,293,008,296	2,814,353,155
未払解約金	145,128,067	498,531,693
未払受託者報酬	12,054,076	17,041,055
未払委託者報酬	156,702,966	221,533,717
その他未払費用	602,694	852,043
流動負債合計	2,607,496,099	3,552,311,663
負債合計	2,607,496,099	3,552,311,663
純資産の部		
元本等		
元本	229,300,829,615	331,100,371,196
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	80,651,772,338	128,355,577,912
（分配準備積立金）	1,707,002,799	-
元本等合計	148,649,057,277	202,744,793,284
純資産合計	148,649,057,277	202,744,793,284
負債純資産合計	151,256,553,376	206,297,104,947

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期特定期間 (自 平成22年 6 月 8 日 至 平成22年12月 7 日)	当期特定期間 (自 平成22年12月 8 日 至 平成23年 6 月 7 日)
営業収益		
受取利息	363,741	757,867
有価証券売買等損益	40,441,242	5,811,283,571
営業収益合計	40,804,983	5,812,041,438
営業費用		
受託者報酬	59,329,277	96,719,413
委託者報酬	771,280,584	1,257,352,266
その他費用	2,966,403	4,835,913
営業費用合計	833,576,264	1,358,907,592
営業利益又は営業損失（ ）	792,771,281	4,453,133,846
経常利益又は経常損失（ ）	792,771,281	4,453,133,846
当期純利益又は当期純損失（ ）	792,771,281	4,453,133,846
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	18,839,767	104,646,832
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	34,202,276,362	80,651,772,338
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,322,514,962	12,983,742,153
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,322,514,962	12,983,742,153
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,380,569,363	48,931,877,169
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,380,569,363	48,931,877,169
分配金	10,579,830,527	16,313,451,236
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	80,651,772,338	128,355,577,912

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期特定期間 (自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日)	当期特定期間 (自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日)
1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 特定期間	本財務諸表に係るファンドの特定期間は、平成22年6月8日から平成22年12月7日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	前期特定期間 (平成22年12月7日現在)	当期特定期間 (平成23年6月7日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		229,300,829,615口	331,100,371,196口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を80,651,772,338円下回っております。	純資産額は元本を128,355,577,912円下回っております。
3 一単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産の額 (1万口当たりの純資産の額)		0.6483 円 (6,483 円)	0.6123 円 (6,123 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期特定期間 (自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日)		当期特定期間 (自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日)	
	(単位:円)		(単位:円)
1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。	212,526,961	1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。	346,493,745
2 分配金の計算過程		2 分配金の計算過程	

第72期計算期間（平成22年6月8日から平成22年7月7日）末における費用控除後の配当等収益（481,217,815円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（18,842,501,011円）、分配準備積立金（1,709,619,439円）より、分配対象収益は21,033,338,265円（1万口当たり1,586円）であり、うち1,325,603,785円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第73期計算期間（平成22年7月8日から平成22年8月9日）末における費用控除後の配当等収益（601,175,586円）、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（19,732,072,815円）、分配準備積立金（1,701,963,891円）より、分配対象収益は22,035,212,292円（1万口当たり1,530円）であり、うち1,439,259,881円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第74期計算期間（平成22年8月10日から平成22年9月7日）末における費用控除後の配当等収益（549,093,073円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（21,048,676,955円）、分配準備積立金（1,702,807,764円）より、分配対象収益は23,300,577,792円（1万口当たり1,468円）であり、うち1,586,928,310円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第75期計算期間（平成22年9月8日から平成22年10月7日）末における費用控除後の配当等収益（661,867,270円）、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（23,924,105,892円）、分配準備積立金（1,700,110,660円）より、分配対象収益は26,286,083,822円（1万口当たり1,407円）であり、うち1,867,254,396円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第76期計算期間（平成22年10月8日から平成22年11月8日）末における費用控除後の配当等収益（669,920,124円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（25,396,124,930円）、分配準備積立金（1,698,765,750円）より、分配対象収益は27,764,810,804円（1万口当たり1,342円）であり、うち2,067,775,859円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第77期計算期間（平成22年11月9日から平成22年12月7日）末における費用控除後の配当等収益（743,645,699円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,859,550,991円）、分配準備積立金（1,697,119,754円）より、分配対象収益は29,300,316,444円（1万口当たり1,277円）であり、うち2,293,008,296円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第78期計算期間（平成22年12月8日から平成23年1月7日）末に、費用控除後の配当等収益（983,518,195円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（28,427,464,568円）、分配準備積立金（1,696,350,516円）より、分配対象収益は31,107,333,279円（1万口当たり1,219円）であり、うち2,551,299,829円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第79期計算期間（平成23年1月8日から平成23年2月7日）末に、費用控除後の配当等収益（915,858,156円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（29,350,925,801円）、分配準備積立金（1,696,728,283円）より、分配対象収益は31,963,512,240円（1万口当たり1,154円）であり、うち2,767,908,946円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第80期計算期間（平成23年2月8日から平成23年3月7日）末に、費用控除後の配当等収益（1,032,969,299円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（29,275,412,690円）、分配準備積立金（1,666,687,538円）より、分配対象収益は31,975,069,527円（1万口当たり1,091円）であり、うち2,928,120,875円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

第81期計算期間（平成23年3月8日から平成23年4月7日）末に、費用控除後の配当等収益（1,276,829,510円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（28,425,020,001円）、分配準備積立金（1,636,803,531円）より、分配対象収益は31,338,653,042円（1万口当たり1,036円）であり、うち2,570,717,721円（1万口当たり85円）を分配金額としております。

第82期計算期間（平成23年4月8日から平成23年5月9日）末に、費用控除後の配当等収益（1,092,733,033円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（28,479,957,097円）、分配準備積立金（1,598,880,973円）より、分配対象収益は31,171,571,103円（1万口当たり988円）であり、うち2,681,050,710円（1万口当たり85円）を分配金額としております。

第83期計算期間（平成23年5月10日から平成23年6月7日）末に、費用控除後の配当等収益（1,066,211,710円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（28,382,876,223円）、分配準備積立金（1,588,537,703円）より、分配対象収益は31,037,625,636円（1万口当たり937円）であり、うち2,814,353,155円（1万口当たり85円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日）	当期特定期間 （自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）
----	---	---

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 （平成22年12月7日現在）	当期特定期間 （平成23年6月7日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
----------------------	---	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	742,985,899
合計	742,985,899

当期特定期間（自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,507,306,537
合計	1,507,306,537

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期特定期間 （自 平成22年6月8日 至 平成22年12月7日）	当期特定期間 （自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）
	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動に関する注記

項 目	期別	前期特定期間 (平成22年12月7日現在)	当期特定期間 (平成23年6月7日現在)
1 期首元本額		120,881,992,089 円	229,300,829,615 円
期中追加設定元本額		115,593,615,989 円	138,544,326,477 円
期中一部解約元本額		7,174,778,463 円	36,744,784,896 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

（平成23年6月7日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	151,104,653,278	202,011,810,967	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	151,104,653,278 1 99.6%	202,011,810,967 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				202,011,810,967	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

各ファンドは、「LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

ＬＡ米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区 分	（平成23年6月7日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	1,429,522,970
コール・ローン	872,603,507
株式	540,941,209
新株予約権証券	133,017,450
国債証券	127,565,700
地方債証券	1,684,012,629
社債券	227,062,505,648
其他有価証券	30,888,550
未収入金	3,012,612,033
未収利息	3,563,287,525
前払費用	615,303,191
流動資産合計	239,072,260,412
資産合計	239,072,260,412
負債の部	
流動負債	
未払金	3,070,579,509
流動負債合計	3,070,579,509
負債合計	3,070,579,509
純資産の部	
元本等	
元本	176,527,126,309
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	59,474,554,594
元本等合計	236,001,680,903
純資産合計	236,001,680,903
負債純資産合計	239,072,260,412

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・新株予約権証券・国債証券・地方債証券・社債券・其他有価証券 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。
--------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項 目	期別	（平成23年6月7日現在）
1 計算期間末日の受益権総口数		176,527,126,309口
2 期末1口当たりの純資産の額 （期末1万口当たりの純資産の額）		1.3369 円 (13,369 円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	（平成23年6月7日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（１）有価証券 株式、新株予約権証券、国債証券、地方債証券、社債券、その他有価証券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （２）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	19,847,366
新株予約権証券	43,758,690
国債証券	10,140,270
地方債証券	24,143,615
社債券	3,521,050,882
その他有価証券	30,888,550
合計	3,562,311,993

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	（平成23年6月7日現在）
1 親投資信託の期首における元本額		129,670,368,238 円 （平成22年12月8日）
期中追加設定元本額		50,605,804,859 円
期中一部解約元本額		3,749,046,788 円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
期末元本額		176,527,126,309 円
みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）		24,380,251,889 円
みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）		151,104,653,278 円
みずほUSハイイールドファンド＜DC年金＞		153,897,494 円
MHAM USハイイールドファンド（毎月決算型）		888,323,648 円

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

有価証券明細表

LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

（平成23年6月7日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米・ドル	COOPER STAN 7.0%(PFD) 12/31/49	3,160	98.95	312,700.00	
	COOPER-STANDARD HOLDING	107,294	48.49	5,202,686.06	
	GENERAL MOTORS CO	42,962	28.56	1,226,994.72	
米・ドル	小計	153,416		6,742,380.78	
	銘柄数	3		(540,941,209)	
	組入時価比率	0.2%		100.0%	
合計		153,416		540,941,209 (540,941,209)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券					
	米・ドル	SENEGAL 8.75%	1,500,000.00	1,590,000.00	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	1 0.1%	1,590,000.00 (127,565,700) 0.1%	
国債証券 合計				127,565,700 (127,565,700)	
地方債証券					
	米・ドル	CITY OF BUENOS 12.5%	8,000,000.00	9,060,000.00	
		PROV BUENOS AIRE 11.75%	5,950,000.00	6,249,824.66	
		PROV DEL NEUQUEN 7.875%	5,555,000.00	5,679,987.50	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	19,505,000.00 3 0.7%	20,989,812.16 (1,684,012,629) 0.7%	
地方債証券 合計				1,684,012,629 (1,684,012,629)	
社債券					
	米・ドル	ABENGOA FINANCE 8.875%	9,868,000.00	10,176,375.00	
		ACCURIDE CORP 9.5%	8,465,000.00	9,332,662.50	
		AEP INDUSTRIES 8.25%	4,275,000.00	4,403,250.00	
		AES CORPORATION 7.375%	5,500,000.00	5,589,375.00	
		AES CORPORATION 8%	9,700,000.00	10,427,500.00	
		AES RED OAK LLC 8.54%(SI	1,205,359.37	1,250,560.34	
		AES RED OAK LLC 9.2%(SI)	3,500,000.00	3,570,000.00	
		AFREN PLC 11.5%	9,525,000.00	10,477,500.00	
		ALBERTSON'S INC 8.7%	2,175,000.00	2,022,750.00	
		ALERIS INTL 7.625%	3,820,000.00	3,982,350.00	
		ALLIANT TECHSYS 6.875%	4,695,000.00	4,941,487.50	
		ALLY FINANCIAL INC 8%	9,100,000.00	10,032,750.00	
		ALLY FINANCIAL INC 8.3%	18,000,000.00	19,890,000.00	
		ALON REFINING 13.5%	5,210,000.00	5,470,500.00	
		ALTEGRITY INC 11.75%	1,100,000.00	1,182,500.00	
		ALTRA HOLDINGS 8.125%	4,750,000.00	5,159,687.50	
		AM AIRLN PT TRST 7%	2,200,000.00	2,106,500.00	
		AMER RENAL HOLD 8.375%	7,000,000.00	7,332,500.00	
		AMER RESID SVCS 12%	6,275,000.00	6,863,281.25	
		AMERICAN ROCK 8.25%	6,160,000.00	6,244,700.00	
		AMERISTAR CASINO 7.5%	2,925,000.00	3,056,625.00	
		AMKOR TECH INC 6.625%	9,100,000.00	8,940,750.00	
		AMSTED INDS 8.125%	3,250,000.00	3,485,625.00	
		ARD FINANCE 11.125%(PIK	1,500,000.00	1,560,000.00	
		ARDAGH PKG FIN 7.375%	6,920,000.00	7,266,000.00	
		ARDAGH PKG FIN 9.125%	2,350,000.00	2,573,250.00	
		ARMORED AUTOGROUP 9.25%	5,000,000.00	5,093,750.00	
		ARVINMERITOR 4.625%(SD)	2,900,000.00	3,070,375.00	
		ARVINMERITOR 8.125%	9,550,000.00	10,075,250.00	
		AS AMERICAS 10.75%	5,535,000.00	5,797,912.50	
		ASHLAND INC 9.125%	3,500,000.00	3,994,375.00	
		ASSOC MATERIALS 9.125%	3,070,000.00	3,093,025.00	

ASTORIA DEPOSIT8.144%(SI	3,000,000.00	2,925,000.00	
ATLANTIC BROAD 9.375%	2,820,000.00	2,879,925.00	
AVAYA INC 7%	8,500,000.00	8,266,250.00	
AVAYA INC 9.75%	11,235,000.00	11,684,400.00	
AVIS BUDGET CAR 9.625%	13,000,000.00	14,267,500.00	
BANKRATE INC 11.75%	3,000,000.00	3,420,000.00	
BASIC ENERGY SVC 7.75%	6,280,000.00	6,578,300.00	
B-CORP MERGER 8.25%	2,460,000.00	2,496,900.00	
BERRY PETROL CO 10.25%	7,750,000.00	9,009,375.00	
BERRY PETROL CO 6.75%	6,000,000.00	6,195,000.00	
BIO-RAD LABS 8%	6,500,000.00	7,198,750.00	
BOART LONGYEAR 7%	5,380,000.00	5,595,200.00	
BOYD GAMING CORP 7.125%	3,575,000.00	3,387,312.50	
BOYD GAMING CORP 9.125%	6,425,000.00	6,682,000.00	
BREITBURN 8.625%	1,150,000.00	1,236,250.00	
BRIGHAM EXPLORE 6.875%	2,800,000.00	2,814,000.00	
BRIGHAM EXPLORE 8.75%	14,158,000.00	15,573,800.00	
BROCADE COM SYS 6.625%	3,325,000.00	3,557,750.00	
BROWN GROUP INC 7.125%	10,475,000.00	10,056,000.00	
BUMBLE BEE ACQ C 9%	3,300,000.00	3,382,500.00	
BUMBLE BEE HOL 9.625(PIK	4,405,000.00	4,074,625.00	
CALPINE CORP 7.5%	10,000,000.00	10,375,000.00	
CAMBIUM LEARNING 9.75%	5,600,000.00	5,628,000.00	
CARDTRONICS INC 8.25%	4,000,000.00	4,380,000.00	
CASELLA WASTE 7.75%	4,594,000.00	4,685,880.00	
CATALYST PAPER C 11%	4,885,000.00	4,494,200.00	
CCH II/CCH II CP 13.5%	4,667,066.00	5,553,808.54	
CCM MERGER INC 8%	11,699,000.00	11,757,495.00	
CCO HOLDINGS LLC 6.5%	9,650,000.00	9,505,250.00	
CCO HOLDINGS LLC 7%	4,000,000.00	4,070,000.00	
CCO HOLDINGS LLC 7.25%	3,300,000.00	3,448,500.00	
CEDAR FAIR LP/CA 9.125%	4,200,000.00	4,578,000.00	
CEDC FIN CORP IN 9.125%	6,000,000.00	5,640,000.00	
CELANESE US HLDS 6.625%	8,006,000.00	8,476,352.50	
CEMEX SAB 9%	5,250,000.00	5,486,250.00	
CEMEX SAB FLOAT	6,750,000.00	6,709,500.00	
CHAPARRAL ENERGY 8.25%	4,600,000.00	4,772,500.00	
CHARTER COMM OPT 10.875%	5,655,000.00	6,262,912.50	
CHINOS ACQUISITI 8.125%	4,200,000.00	4,011,000.00	
CHRYSLER GP/CG C 8.25%	8,525,000.00	8,397,125.00	
CIT GROUP INC 7%	25,000,000.00	25,125,000.00	
CITIYCENTER HLDGS 7.625	3,400,000.00	3,485,000.00	
CLAIRE'S ESCROW 8.875%	5,200,000.00	4,914,000.00	
CLAIRE'S STORE 9.625(PIK	3,978,717.00	3,958,823.41	
CLEAN HARBORS IN 7.625%	20,137,000.00	21,546,590.00	
CLEAR CHANNEL 5.5%	7,030,000.00	6,397,300.00	
CLEARWATER PAPER 10.625%	4,275,000.00	4,841,437.50	
CLEARWIRE COMM 12%	14,650,000.00	15,822,000.00	
CLEAVER-BROOKS 12.25%	7,000,000.00	7,297,500.00	

CMA CGM 8.5%	12,700,000.00	11,493,500.00	
COGENT COMMUNICA 8.375%	9,467,000.00	9,964,017.50	
COLUMBUS MCKINN 7.875%	14,880,000.00	15,400,800.00	
COMMERCIAL VEHIC 7.875%	8,660,000.00	8,876,500.00	
COMMSCOPE INC 8.25%	9,525,000.00	9,906,000.00	
COMMUNITY CHOICE 10.75%	4,700,000.00	4,817,500.00	
COMPASS MINERALS 8%	7,150,000.00	7,918,625.00	
CONCHO RES/MIDLA 7.0%	6,700,000.00	6,968,000.00	
CONSTELLATION E 10.625%	5,320,000.00	5,566,050.00	
CORRECTIONS CORP 6.75%	2,000,000.00	2,045,000.00	
COSO GEOTHERMAL 7%(SI)	11,770,474.55	9,982,704.23	
COVANTA HOLDING 7.25%	8,900,000.00	9,494,600.10	
CPI INTL ACQ INC 8%	2,705,000.00	2,728,668.75	
CPM HOLDINGS INC 10.625%	8,700,000.00	9,526,500.00	
CRICKET COMMUNIC 7.75%	2,525,000.00	2,477,656.25	
CUMULUS MEDIA 7.75%	4,576,000.00	4,553,120.00	
DANA HOLDING 6.75%	4,555,000.00	4,555,000.00	
DANA HOLDINGS 6.5%	3,875,000.00	3,855,625.00	
DAVE & BUSTERS 0%	6,690,000.00	3,830,025.00	
DAVE & BUSTERS 11%	2,425,000.00	2,643,250.00	
DELTA AIR 2010-B 6.375%	2,185,000.00	2,103,062.50	
DELTA AIR LINES 12.25%	15,495,000.00	17,431,875.00	
DEMATIC SA 8.75%	9,425,000.00	9,542,812.50	
DENBURY RESOURCE 8.25%	8,500,000.00	9,371,250.00	
DIGICEL GROUP 10.5%	10,000,000.00	11,350,000.00	
DIGICEL LIMITED 12%	7,115,000.00	8,306,762.50	
DINEEQUITY INC 9.5%	6,575,000.00	7,199,625.00	
DISH DBS CORP 6.75%	2,980,000.00	3,024,700.00	
DISH DBS CORP 7.875%	5,175,000.00	5,653,687.50	
DOWNSTREAM DEVEL 12%	6,578,000.00	7,235,800.00	
DRESSER-RAND 6.5%	6,000,000.00	6,225,000.00	
DUPONT FABROS TE 8.5%(SI	11,300,000.00	12,458,250.00	
DYCOM INVST 7.125%	6,700,000.00	6,901,000.00	
DYNEGY HOLDINGS 8.375%	10,690,000.00	8,792,525.00	
E*TRADE FINL 6.75%	6,150,000.00	6,165,375.00	
EACCESS LTD 8.25%	5,515,000.00	5,591,426.87	
EASTON-BELL SPOR 9.75%	10,825,000.00	12,069,875.00	
EH HLDG CORP 7.625%	2,325,000.00	2,388,937.50	
EL PASO CORP 7.75%	32,340,000.00	38,709,395.34	
EL PASO ENERGY 8.05%	1,000,000.00	1,218,130.00	
ELAN FIN PLC/CRP 8.75%	3,460,000.00	3,710,850.00	
ELDORADO RESORTS 8.625%	9,375,000.00	9,257,812.50	
ELIZABETH ARDEN 7.375%	8,775,000.00	9,235,687.50	
ELWOOD ENERGY 8.159%	9,735,671.75	9,686,993.37	
ENERGY XXI GULF 7.75%	7,210,000.00	7,210,000.00	
ENERGYSOLUTIONS 10.75%	4,675,000.00	4,984,718.75	
EQUINIX INC 8.125%	4,500,000.00	4,905,000.00	
EVRAZ GROUP SA 6.75%	5,680,000.00	5,793,600.00	
EXIDE TECH 8.625%	7,875,000.00	8,327,812.50	

FAGE DAIRY INDU 9.875%	6,985,000.00	7,002,462.50	
FELCOR ESCROW 6.75%	10,625,000.00	10,571,875.00	
FIDELITY NATIONA 7.625%	5,860,000.00	6,460,650.00	
FIRST DATA CORP 11.25%	5,515,000.00	5,501,212.50	
FIRST DATA CORP 7.375%	4,475,000.00	4,542,125.00	
FIRST DATA CORP 9.875%	9,750,000.00	10,066,875.00	
FIRST WIND CAP 10.25%	6,600,000.00	6,765,000.00	
FISHER COMMUNICA 8.625%	1,995,000.00	2,054,850.00	
FLORIDA EAST RR 8.125%	13,905,000.00	14,635,012.50	
FMG RES AUG 2006 6.875%	13,385,000.00	13,786,550.00	
FMG RES AUG 2006 7%	4,350,000.00	4,491,375.00	
FORD MOTOR CO 7.45%	13,075,000.00	14,839,941.95	
FORD MOTOR CRED 12%	33,000,000.00	42,053,517.00	
FORD MOTOR CRED 5.75%	1,600,000.00	1,591,459.20	
FOX ACQUISITION 13.375%	7,484,000.00	8,456,920.00	
FREESCALE SEMICO 10.75%	12,000,000.00	13,620,000.00	
FREESCALE SEMICO 9.25%	9,410,000.00	10,421,575.00	
FRONTIER OIL 6.875%	1,900,000.00	1,999,750.00	
FTI CONSULTING 6.75%	5,000,000.00	5,100,000.00	
GCI INC 6.75%	6,100,000.00	6,153,375.00	
GCI INC 8.625%	9,590,000.00	10,680,862.50	
GENESIS ENERGY 7.875%	6,725,000.00	6,741,812.50	
GENON ENERGY 9.875%	13,375,000.00	14,144,062.50	
GENWORTH FINL VAR	8,250,000.00	6,352,500.00	
GEOEYE INC 8.625%	2,755,000.00	2,940,962.50	
GEOEYE INC 9.625%	4,000,000.00	4,540,000.00	
GEORGIA GULF CRP 10.75%	3,205,000.00	3,413,325.00	
GEORGIA GULF CRP 9%	1,355,000.00	1,497,275.00	
GIANT FUNDING 8.25%	14,769,000.00	15,581,295.00	
GIRAFFE ACQ CORP 9.125%	10,425,000.00	9,747,375.00	
GLOBAL GEOPHYSIC 10.5%	4,850,000.00	5,225,875.00	
GMAC LLC 8%	11,750,000.00	12,866,250.00	
GRAY TELE INC 10.5%	13,070,000.00	13,886,875.00	
GREAT LAKES DRED 7.375%	12,265,000.00	12,510,300.00	
HARRAHS OPER 12.75%	11,000,000.00	11,302,500.00	
HARRAHS OPER CO 10.75%	3,395,000.00	3,407,731.25	
HARRAHS OPER CO 5.625%	8,125,000.00	6,916,406.25	
HCA INC 7.875%	15,000,000.00	16,537,500.00	
HELIX ENERGY SOL 9.5%	10,470,000.00	10,941,150.00	
HERTZ CORP 7.375%	14,825,000.00	15,418,000.00	
HERTZ CORP 7.5%	4,000,000.00	4,160,000.00	
HOA REST GRP/FIN 11.25%	7,190,000.00	7,369,750.00	
HUMAN GENOME 2.25%	3,000,000.00	4,608,750.00	
HUNTSMAN INT LLC 8.625%	12,500,000.00	13,906,250.00	
IFM US COLONIAL 6.45%	14,900,000.00	15,938,008.50	
INGLES MKTS INC 8.875%	7,025,000.00	7,578,218.75	
INSIGHT COMMUNICA 9.375%	2,695,000.00	3,045,350.00	
INTELSAT BERMUDA11.5(PIK	15,049,805.00	16,216,164.88	
INTL AUTOMOTIVE 9.125%	3,850,000.00	3,927,000.00	

INTL COAL GROUP 9.125%	2,160,000.00	2,710,800.00	
INTL LEASE FIN 6.25%	6,815,000.00	6,756,063.88	
INTL LEASE FIN 8.25%	5,325,000.00	5,950,687.50	
INTL LEASE FIN 8.75%	18,464,000.00	20,679,680.00	
IPCS INC FRN	10,000,000.00	9,825,000.00	
ISLE OF CAPRI 7.75%	6,290,000.00	6,415,800.00	
JMC STEEL GROUP 8.25%	8,705,000.00	9,020,556.25	
K HOVNANIAN ENTR 10.625%	8,000,000.00	7,990,000.00	
K HOVNANIAN ENTR 11.875%	2,185,000.00	1,791,700.00	
KABEL BW ERST BE 7.5%	5,425,000.00	5,669,125.00	
KANSAS CITY SOUT 6.125%	3,310,000.00	3,343,100.00	
KANSAS CITY SOUT 6.625%	6,725,000.00	7,061,250.00	
KINDRED ESCROW C 8.25%	2,925,000.00	2,950,593.75	
LAMAR MEDIA CORP 9.75%	3,000,000.00	3,495,000.00	
LBI ESCROW 8%	2,418,000.00	2,720,250.00	
LENNAR CORP 12.25%	3,700,000.00	4,551,000.00	
LEVEL 3 ESCROW INC8.125%	3,875,000.00	3,894,375.00	
LIBERTY MUTUAL VAR	22,000,000.00	29,975,000.00	
LIMITED BRANDS 7.6%	8,075,000.00	7,953,875.00	
LIMITED BRANDS 8.5%	1,340,000.00	1,571,150.00	
LIN TELEVISION 8.375%	3,900,000.00	4,153,500.00	
LINN ENERGY LLC 7.75%	10,750,000.00	11,314,375.00	
LIONS GATE INC 10.25%	14,075,000.00	14,479,656.25	
LIVE NATION ENT 8.125%	7,285,000.00	7,394,275.00	
LONGVIEW FIBRE 8%	12,035,000.00	12,275,700.00	
LOUISIANA PACIF 13%	6,500,000.00	6,760,000.00	
LUCENT TECH 6.45%	12,250,000.00	11,239,375.00	
LYONDELL CHEMICA 11%	4,250,000.00	4,797,187.50	
MANITOWOC CO 9.5%	7,000,000.00	7,796,250.00	
MARINA DISTRICT 9.5%	7,000,000.00	7,332,500.00	
MAXIM CRANE 12.25%	4,445,000.00	4,556,125.00	
MCCLATCHY CO 11.5%	6,400,000.00	6,960,000.00	
MDC PARTNERS INC 11%	11,550,000.00	12,878,250.00	
MEDIACOM BROADBA 8.5%	13,000,000.00	13,455,000.00	
MEG ENERGY CORP 6.5%	11,825,000.00	11,928,468.75	
METLIFE CAP TR X 9.25%(V	8,700,000.00	10,962,000.00	
METROPCS WIRELES 6.625%	7,000,000.00	7,008,750.00	
METROPCS WIRELES 7.875%	4,200,000.00	4,525,500.00	
MGM MIRAGE 11.125%	8,125,000.00	9,414,843.75	
MGM MIRAGE 11.375%	16,500,000.00	19,036,875.00	
MIDWEST GMNG BOR 11.625%	9,745,000.00	10,573,325.00	
MILLAR WESTERN 8.5%	6,550,000.00	6,255,250.00	
MIRABELA NICKEL 8.75%	12,150,000.00	12,301,875.00	
MOBILE MINI 7.875%	5,165,000.00	5,487,812.50	
MOHEGAN GAMING 11.5%	16,350,000.00	17,085,750.00	
MOMENTIVE PERFOR 9%	10,000,000.00	10,650,000.00	
MPT OP PTNR/FINL 6.875%	6,700,000.00	6,775,375.00	
MU FINANCE PLC 8.375%	14,050,000.00	15,051,062.50	
MUELLER WATER 8.75%	2,640,000.00	2,943,600.00	

NALCO CO 6.625%	4,325,000.00	4,481,781.25	
NAVISTAR INTL 8.25%	11,469,000.00	12,587,227.50	
NBTY INC 9%	3,625,000.00	3,887,812.50	
NEIMAN MARCUS 10.375%	2,000,000.00	2,115,000.00	
NES RENTALS HLDG 12.25%	6,670,000.00	6,820,075.00	
NEW ENTERPRISE 11%	8,880,000.00	8,458,200.00	
NEWPAGE CORP 11.375%	10,450,000.00	10,058,125.00	
NII CAPITAL CORP 7.625%	8,000,000.00	8,500,000.00	
NORTH AMERICAN E 10.875%	3,700,000.00	4,181,000.00	
NORTHERN TIER EN 10.5%	10,615,000.00	11,888,800.00	
NUVEEN INVESTM 10.5%	9,500,000.00	10,046,250.00	
NUVEEN INVESTM 10.5%	5,500,000.00	5,788,750.00	
NXP BV/NXP FUNDI 9.75%	5,000,000.00	5,725,000.00	
OASIS PETROLEUM 7.25%	13,125,000.00	13,223,437.50	
OGX PETROLEO E GAS 8.5%	30,000,000.00	30,855,000.00	
OIL STATES INTL INC 6.5%	9,050,000.00	9,117,875.00	
OMEGA HELTHCARE 6.75%	6,000,000.00	5,985,000.00	
ONO FINANCE II 10.875%	12,480,000.00	13,915,200.00	
OPPENHEIMER HLDS 8.75%	9,770,000.00	10,282,925.00	
OXFORD INDUSTRY 11.375%	5,950,000.00	6,738,375.00	
PACIFIC RUBI8.75%144A(SI	3,000,000.00	3,427,500.00	
PALACE ENT HLDG 8.875%	3,700,000.00	3,820,250.00	
PARK-OHIO INDS 8.125%	8,850,000.00	9,027,000.00	
PATRIOT COAL 8.25%	5,575,000.00	5,839,812.50	
PENN VIRGINIA 8.25%	2,250,000.00	2,385,000.00	
PENN VIRGINIA CO 7.25%	3,950,000.00	3,935,187.50	
PENSON WORLDWIDE 12.5%	10,000,000.00	9,150,000.00	
PERRY ELLIS 7.875%	9,415,000.00	9,873,981.25	
PETCO ANIMAL SUP 9.25%	12,400,000.00	13,330,000.00	
PHH CORP 9.25%	5,335,000.00	5,895,175.00	
PHIBRO ANIMAL 9.25%	5,545,000.00	5,974,737.50	
PINAFOR LLC/INC 9%	10,500,000.00	11,523,750.00	
PINNACLE FOOD FI 10.625%	23,458,000.00	25,305,317.50	
PITTSBURGH GLASS 8.5%	2,050,000.00	2,144,812.50	
POLYMER GROUP 7.75%	7,005,000.00	7,180,125.00	
PRECISION DRILL 6.625%	6,325,000.00	6,530,562.50	
PRODUCTION RES 8.875%	6,140,000.00	6,293,500.00	
PROQUEST LLC/PRO 9%	3,125,000.00	3,250,000.00	
PROV FUND ASSOC 10.125%	5,040,000.00	5,203,800.00	
PROV FUND ASSOC 10.25%	8,500,000.00	9,371,250.00	
PUGET SOUND ENRG VAR	3,260,000.00	3,328,274.18	
QEP RESOURCES 6.875%	2,500,000.00	2,681,250.00	
QUICKSILVER RES 8.25%	6,000,000.00	6,360,000.00	
RAIN CII CARBON 8%	6,470,000.00	6,955,250.00	
RAINBOW NATIONAL 10.375%	17,336,000.00	17,986,100.00	
RARE RESTAURANT 9.25%	2,185,000.00	1,846,325.00	
RBS GLOBAL/REXNO 8.5%	11,750,000.00	12,778,125.00	
REARDEN G HLD7.875%(144A	6,450,000.00	7,135,635.00	
REGIONS BK ALAB 7.5%	6,391,000.00	6,943,323.00	

REVLON CONS PROD 9.75%	6,795,000.00	7,372,575.00	
REYNOLDS GROUP 7.125%	4,950,000.00	5,148,000.00	
REYNOLDS GROUP 8.5%	8,450,000.00	8,809,125.00	
RIVER ROCK ENT 9.75%	3,000,000.00	2,707,500.00	
ROADHOUSE FINANC 10.75%	5,775,000.00	6,193,687.50	
ROCKWOOD SPECIAL 7.5%(MC	5,000,000.00	5,143,750.00	
ROOFING SUPPLY G 8.625%	5,000,000.00	5,125,000.00	
ROUSE COMPANY 6.75%	4,100,000.00	4,253,750.00	
RSC EQUIP RENTAL 8.25%	5,275,000.00	5,380,500.00	
RSC EQUIPMENT 10%	9,750,000.00	11,163,750.00	
SABRA HLTH CARE 8.125%	1,310,000.00	1,346,025.00	
SADNDRIDGE ENERGY 9.875%	845,000.00	940,062.50	
SANDRIDGE ENERGY 7.5%	4,675,000.00	4,844,468.75	
SCOTTS MIRACLE 6.625%	11,170,000.00	11,616,800.00	
SEAGATE TECH INT 10%	1,257,000.00	1,464,405.00	
SEMINOLE TRIB FL 7.75%	2,000,000.00	2,120,000.00	
SENSATA TECH BV 6.5%	4,725,000.00	4,772,250.00	
SERENA SOFTWARE 10.375%	12,396,000.00	13,062,285.00	
SESI LLC 6.375%	4,590,000.00	4,549,837.50	
SEVEN SEAS CRUIS 9.125%	7,305,000.00	7,542,412.50	
SEVERSTAL COLUMB 10.25%	6,297,000.00	7,052,640.00	
SHEA HOMES 8.625%	9,175,000.00	9,266,750.00	
SINCLAIR TELE 9.25%	6,750,000.00	7,560,000.00	
SLM CORP 5%	3,650,000.00	3,497,981.14	
SLM CORP 8.45%	7,220,000.00	8,115,337.76	
SNOQUALMIE FRN	11,450,000.00	10,505,375.00	
SOURCE GAS 5.9%	1,800,000.00	1,829,012.40	
SOUTHERN STATES 11.25%	5,035,000.00	5,538,500.00	
SPIRIT AEROSYSYSTE 6.75%	1,300,000.00	1,329,250.00	
SPRINGLEAF FIN 6.9%	16,675,000.00	15,799,562.50	
SPRINT CAP CORP 6.875%	2,500,000.00	2,443,750.00	
SPX CORP 6.875%	8,975,000.00	9,693,000.00	
STANADYNE CORP 10%	9,100,000.00	9,327,500.00	
STANDRD PAC CORP 8.375%	12,000,000.00	11,940,000.00	
STANDYN HOLD INC 12%	7,383,000.00	7,586,032.50	
STATER BROS HLDG 7.375%	5,000,000.00	5,175,000.00	
STHI HOLDING COR 8%	5,525,000.00	5,690,750.00	
STONE ENERGY 6.75%	8,000,000.00	8,020,000.00	
STONERIDGE INC 9.5%	8,510,000.00	9,446,100.00	
SUGAR HSP GAMING 8.625%	7,805,000.00	8,058,662.50	
SUNGARD DATA SYS 7.375%	8,675,000.00	8,826,812.50	
SUNGARD DATA SYS 7.625%	5,600,000.00	5,768,000.00	
SUPERVALU INC 8%	4,800,000.00	4,992,000.00	
SYNIVERSE HOLDIN 9.125%	2,975,000.00	3,183,250.00	
TASEKO MINES LTD 7.75%	13,570,000.00	13,841,400.00	
TELEMOVIL FINANC 8%	5,875,000.00	6,183,437.50	
TEMBEC INDUSTRIE 11.25%	7,585,000.00	8,504,681.25	
TENET HEALTHCARE 8%	5,000,000.00	5,125,000.00	
TENNECO INC 6.875%	4,375,000.00	4,506,250.00	

TENNECO INC 7.75%	4,800,000.00	5,100,000.00	
TEXAS COMP/TCEH 11.5%	11,250,000.00	11,446,875.00	
TEXAS PETROCHEM 8.25%	9,522,000.00	10,152,832.50	
TEXHONG TEXTILE 7.625%	8,400,000.00	8,211,000.00	
THERMADYNE HLDS 9%	11,750,000.00	12,557,812.50	
THERMON INDUSTRI 9.5%	3,374,000.00	3,601,745.00	
THOMPSON CREEK 7.375%	5,000,000.00	5,075,000.00	
TICKETMASTER 10.75%	6,500,000.00	7,117,500.00	
TOWER AUTO/TA HL 10.625%	7,502,000.00	8,270,955.00	
TOYS R US PROP C 10.75%	8,459,000.00	9,579,817.50	
TRANSPORT DE GAS7.875(SI	4,703,000.00	4,608,940.00	
TRAVELPORT LLC 11.875%	7,000,000.00	6,186,250.00	
TRINIDAD DRILL 7.875%	3,700,000.00	3,922,000.00	
TRW AUTOMOTIVE 8.875%	2,500,000.00	2,812,500.00	
TRW AUTOMOTIVE INC 7.25%	4,250,000.00	4,749,375.00	
UAL 2009-2B 12%(SI)	16,406,652.13	18,211,383.85	
UNIT CORP 6.625%	8,450,000.00	8,545,062.50	
UNITED AIRLINES 12%	15,370,000.00	16,599,600.00	
UNITED RENTAL NA 10.875%	8,000,000.00	9,170,000.00	
UNIV CITY DEVEL 10.875%	8,205,000.00	9,558,825.00	
UNIVISION COMM 8.5%	9,950,000.00	10,124,125.00	
UPCB FIN III 6.625%	9,925,000.00	9,912,593.75	
VAIL RESORTS 6.5%	2,785,000.00	2,889,437.50	
VALEANT PHARMA 6.5%	9,000,000.00	8,966,250.00	
VALEANT PHARMA 6.75%	2,050,000.00	1,998,750.00	
VANGENT INC 9.625%	3,950,000.00	4,004,312.50	
VANGUARD HEALTH 0%	9,640,000.00	6,241,900.00	
VANGUARD HEALTH 8%	5,250,000.00	5,460,000.00	
VERTELLUS SPEC 9.375%	2,450,000.00	2,560,250.00	
VERTEX PHARM 3.35%	6,985,000.00	8,984,456.25	
VIASAT INC 8.875%	2,500,000.00	2,650,000.00	
VIMPELCOM 7.748%	5,425,000.00	5,845,437.50	
VISKASE COS INC 9.875%	7,000,000.00	7,402,500.00	
VOTORANTIM CIMEN 7.25%	2,700,000.00	2,666,250.00	
VULCAN MATERIALS 7.5%	3,330,000.00	3,394,535.40	
W & T OFFSHORE INC 8.5%	2,810,000.00	2,825,820.30	
WASH MUT BANK NV 6.875%	7,500,000.00	28,125.00	
WCA WASTE CORP 7.5%	1,950,000.00	1,989,000.00	
WESTLAKE CHEM 6.625%	500,000.00	517,500.00	
WEYERHAEUSER 8.5%	4,040,000.00	4,939,287.84	
WHITING PETRO 6.5%	4,625,000.00	4,821,562.50	
WIND ACQUISITION 7.25%	12,000,000.00	12,705,000.00	
WINDSTREAM CORP 7.75%	11,175,000.00	12,096,937.50	
WINSWAY COKING C 8.5%	6,600,000.00	6,468,000.00	
WMG ACQUISITION 9.5%	9,125,000.00	9,706,718.75	
WMG HOLDINGS 9.5%	6,070,000.00	6,297,625.00	
YCC HLDGS/YANKEE 10.25%	5,580,000.00	5,761,350.00	
YONKERS RACING 11.375%	6,225,000.00	6,863,062.50	

	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	2,697,063,745.80 374 96.2%	2,830,144,654.73 (227,062,505,648) 99.1%	
社債券 合計				227,062,505,648 (227,062,505,648)	
新株予約権証券					
	米・ドル	COOPER-STANDARD HOLDING-CW17	11,899.00	333,172.00	
		GENERAL MOTORS-CW16	39,056.00	765,888.16	
		GENERAL MOTORS-CW19	39,056.00	558,891.36	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	90,011.00 3 0.1%	1,657,951.52 (133,017,450) 0.1%	
新株予約権証券 合計				133,017,450 (133,017,450)	
その他有価証券					
	米・ドル	ESCROW GCB GEN MOTORS CP	11,000,000.00	385,000.00	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	11,000,000.00 1 0.01%	385,000.00 (30,888,550) 100.0%	
その他有価証券 合計				30,888,550 (30,888,550)	
合計				229,037,989,977 (229,037,989,977)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注４）備考欄の は新株予約権付社債であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入新株 予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	組入その他 有価証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	株式	3	0.2%	—	—	—	100.0%
	国債証券	1	—	—	0.1%	—	
	地方債証券	3	—	—	0.7%	—	
	社債券	374	—	—	98.9%	—	
	新株予約権証券	3	—	0.1%	—	—	
	その他有価証券	1	—	—	—	0.0%	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年6月30日現在）

みずほU SハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

資産総額（円）	35,026,567,185
負債総額（円）	142,892,609
純資産総額（ - ）（円）	34,883,674,576
発行済口数（口）	40,240,432,680
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.8669

みずほU SハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

資産総額（円）	206,649,689,893
負債総額（円）	899,358,059
純資産総額（ - ）（円）	205,750,331,834
発行済口数（口）	337,936,867,607
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.6088

（参考）L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

資産総額（円）	246,413,547,527
負債総額（円）	5,974,521,099
純資産総額（ - ）（円）	240,439,026,428
発行済口数（口）	180,731,365,635
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.3304

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

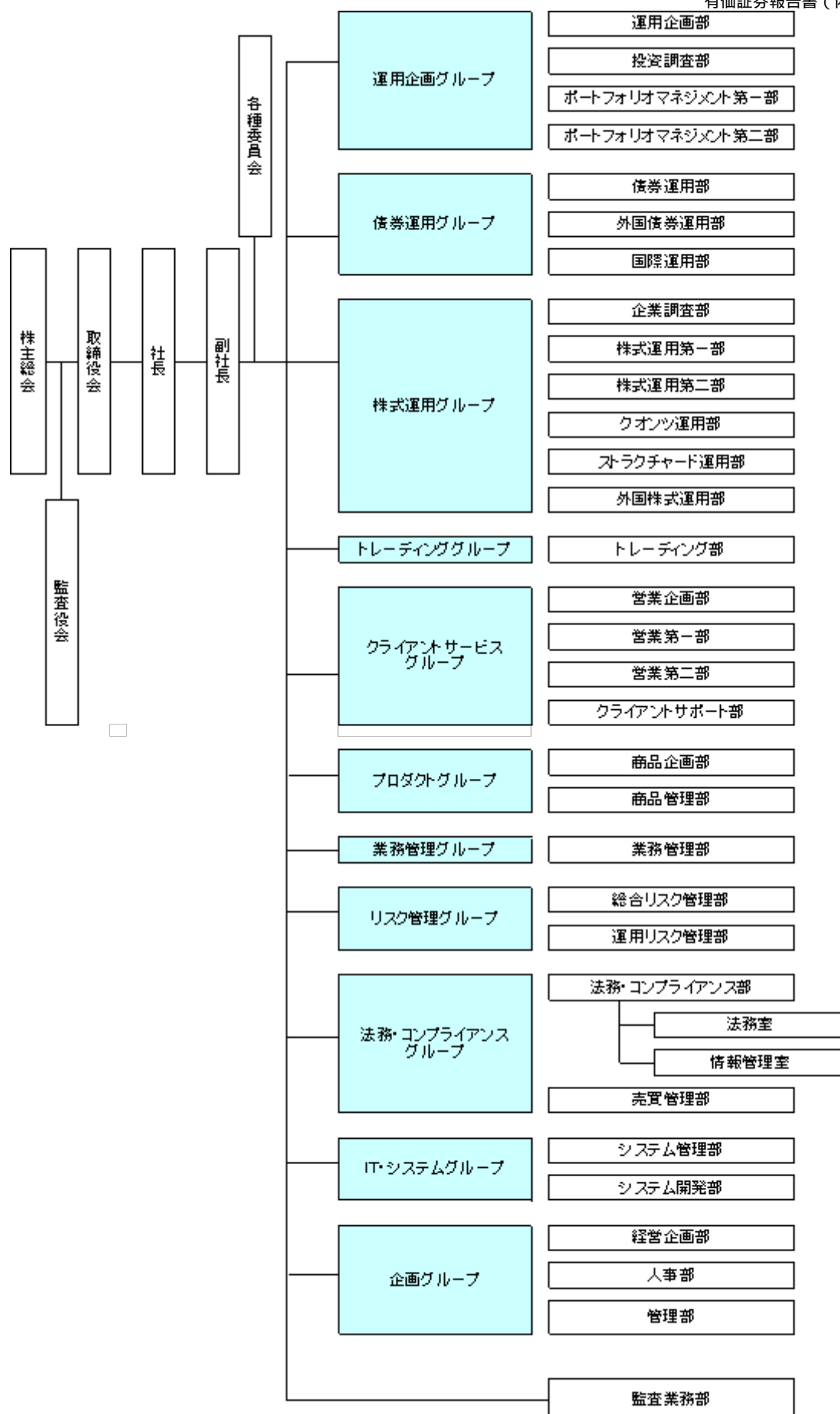
(1) 資本金の額

平成23年 6 月30日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成23年 6 月30日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成23年6月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	271,891,649,636
追加型株式投資信託	218	1,804,235,789,814
追加型金銭信託受益権投資信託	12	16,687,457,435
単位型株式投資信託	42	70,860,158,462
合計	287	2,163,675,055,347

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位： 千円）

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,962,298	17,848,912
有価証券	25,030	-
前払費用	101,789	91,124
未収入金	56,345	51,199
未収委託者報酬	1,736,677	1,635,237
未収運用受託報酬	519,373	526,034
繰延税金資産	179,238	263,378
その他流動資産	187,561	228,835
貸倒引当金	1,156	884
流動資産合計	17,767,158	20,643,837
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	233,974	207,834
工具、器具及び備品（純額）	148,659	115,354
リース資産（純額）	11,463	8,058
有形固定資産合計	394,097	331,247
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	3,223	454
その他無形固定資産	332	260
無形固定資産合計	16,303	13,461
投資その他の資産		
投資有価証券	5,758,174	4,190,463
長期差入保証金	577,286	559,445
会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	190,588	207,457
その他	95,443	140,554
投資その他の資産合計	6,640,992	5,117,421
固定資産合計	7,051,393	5,462,130

資産合計	24,818,551	26,105,968
負債の部		
流動負債		
預り金	44,204	285,398
リース債務	4,832	4,084
未払金		
未払収益分配金	1,321	1,207
未払償還金	50,792	32,283
未払手数料	721,668	693,495
その他未払金	15,880	26,013
未払金合計	789,661	753,001
未払費用	1,049,138	1,085,250
未払法人税等	24,004	461,816
未払消費税等	38,231	127,164
賞与引当金	353,700	362,900
その他流動負債	3,124	4,510
流動負債合計	2,306,897	3,084,126
固定負債		
リース債務	17,633	13,548
長期未払金	3,465	585
役員退職慰労引当金	110,811	124,019
時効後支払損引当金	19,417	22,848
その他固定負債	7,175	11,477
固定負債合計	158,502	172,478
負債合計	2,465,399	3,256,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計	15,679,773	16,216,701
株主資本合計	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	88,695	129,413
評価・換算差額等合計	88,695	129,413
純資産合計	22,353,152	22,849,363
負債純資産合計	24,818,551	26,105,968

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,222,190	15,714,059
運用受託報酬	2,125,489	2,105,654
営業収益合計	16,347,680	17,819,713
営業費用		
支払手数料	6,371,967	7,221,248
広告宣伝費	309,057	217,500
公告費	2,709	1,613
調査費		
調査費	744,358	851,875
委託調査費	3,116,185	3,481,162
図書費	7,190	7,175
調査費合計	3,867,734	4,340,213
委託計算費	161,203	189,795
営業雑経費		
通信費	59,337	57,494
印刷費	239,050	197,595
協会費	15,895	15,614
諸会費	2,757	2,538
その他	66,123	45,376
営業雑経費合計	383,164	318,620
営業費用合計	11,095,835	12,288,994
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,028	140,726
給料手当	2,197,825	2,223,520
賞与	310,145	330,317
給料合計	2,647,998	2,694,564
交際費	175	275
旅費交通費	77,055	72,288
租税公課	50,080	53,128
不動産賃借料	503,050	500,251
退職給付費用	144,536	185,741
福利厚生費	358,974	378,153
貸倒引当金繰入	153	-
賞与引当金繰入	353,700	362,900
役員退職慰労引当金繰入	30,697	33,409
固定資産減価償却費	94,529	76,786
諸経費	335,956	348,764
一般管理費合計	4,596,907	4,706,262
営業利益	654,937	824,456
営業外収益		
受取配当金	1,744	1,653
有価証券利息	482	39
受取利息	29,132	13,971
有価証券解約益	41,491	6,289

有価証券償還益	6,237	479
時効到来償還金等	8,350	18,752
雑収入	19,778	61,172
営業外収益合計	107,217	102,359
営業外費用		
有価証券解約損	46,089	5,719
有価証券償還損	-	8
ヘッジ会計に係る損失	-	11,980
時効後支払損引当金繰入額	10,277	8,108
雑損失	13,602	18,507
営業外費用合計	69,969	44,323
経常利益	692,186	882,491
特別利益		
受取和解金	-	458,469
特別利益合計	-	458,469
特別損失		
投資有価証券評価損	29,794	32,118
投資有価証券売却損	-	32,800
過年度時効後支払損引当金繰入	17,043	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	13,083
和解費用	-	45,425
特別損失合計	46,837	123,427
税引前当期純利益	645,348	1,217,534
法人税、住民税及び事業税	250,604	573,776
法人税等調整額	32,840	73,074
法人税等合計	283,445	500,701
当期純利益	361,902	716,832

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		

前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,550,806	5,546,588
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	4,217	536,928
当期末残高	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計		
前期末残高	15,683,990	15,679,773
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	4,217	536,928
当期末残高	15,679,773	16,216,701
株主資本合計		
前期末残高	22,446,065	22,441,848
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	4,217	536,928
当期末残高	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	102,294	88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	40,717
当期変動額合計	13,598	40,717
当期末残高	88,695	129,413
評価・換算差額等合計		
前期末残高	102,294	88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	40,717
当期変動額合計	13,598	40,717
当期末残高	88,695	129,413
純資産合計		
前期末残高	22,343,771	22,353,152
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	40,717
当期変動額合計	9,380	496,211
当期末残高	22,353,152	22,849,363

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 (2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 時効後支払損引当金 同左

5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	6 ヘッジ会計の方針 同左
7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
—————	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が4,756千円、税引前当期純利益は17,840千円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
(損益計算書) 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。	(損益計算書) 前期まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「ヘッジ会計に係る損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「ヘッジ会計に係る損失」の金額は1,727千円であります。

追加情報

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
(時効後支払損引当金) 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額の重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。	—————

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 100,662千円 工具、器具及び備品 309,801千円 リース資産 28,441千円 ソフトウェア 40,224千円 その他無形固定資産 513千円	1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 125,887千円 工具、器具及び備品 326,576千円 リース資産 23,644千円 ソフトウェア 15,999千円 その他無形固定資産 585千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成21年 6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。				
1) 配当金の総額				366,120,360円
2) 1株当たり配当額				348円
3) 基準日				平成21年 3月31日
4) 効力発生日				平成21年 6月17日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの				
平成22年 6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
1) 配当金の総額				179,903,970円
2) 配当の原資				利益剰余金
3) 1株当たり配当額				171円
4) 基準日				平成22年 3月31日
5) 効力発生日				平成22年 6月16日

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成22年 6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。				
1) 配当金の総額				179,903,970円
2) 1株当たり配当額				171円
3) 基準日				平成22年 3月31日
4) 効力発生日				平成22年 6月16日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの				
平成23年 6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
1) 配当金の総額				357,703,800円
2) 配当の原資				利益剰余金
3) 1株当たり配当額				340円
4) 基準日				平成23年 3月31日
5) 効力発生日				平成23年 6月15日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に 記載のとおりであります。	1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同左 リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3 月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3 月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市

場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	14,962,298	14,962,298	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,330,306	5,330,306	-
（３）未収委託者報酬	1,736,677	1,736,677	-
（４）未収運用受託報酬	519,373	519,373	-
（５）長期差入保証金	577,286	576,349	936
資産計	23,125,941	23,125,004	936
（１）未払手数料	721,668	721,668	-
負債計	721,668	721,668	-
デリバティブ取引（１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	9,307	9,307	-

（１）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	14,961,825	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの						
債券	25,030	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	115,656	-	-	892,840
未収委託者報酬	1,736,677	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	519,373	-	-	-	-	-
長期差入保証金	252	576,944	50	-	-	-
合計	17,243,158	576,944	115,706	-	-	892,840

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、其他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
（２）投資有価証券			
その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
（３）未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
（４）未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
（５）長期差入保証金	559,445	559,292	153
資産計	24,456,107	24,455,953	153
（１）未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引（１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

（１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

（有価証券関係）

前事業年度(平成22年３月31日)

１ その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	19,760	14,345	5,414
債券	25,030	25,008	21
証券投資信託	1,606,161	1,582,711	23,449
小計	1,650,951	1,622,065	28,886
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	43,610	63,670	20,060
債券	-	-	-
証券投資信託	3,635,744	3,794,116	158,372
小計	3,679,354	3,857,786	178,432
合計	5,330,306	5,479,852	149,546

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 452,898千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２ 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	10,800	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	10,800	-	-

３ 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,116,777	47,728	46,089
合計	2,116,777	47,728	46,089

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円（非上場株式29,794千円）減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年3月31日)

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	54,139	83,790	29,651
債券	-	-	-
証券投資信託	2,237,688	2,454,593	216,904
小計	2,291,828	2,538,383	246,555
合計	3,886,476	4,104,674	218,197

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	1,857	-	382
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	382

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	25,000	-	8
証券投資信託	1,370,297	6,769	5,719
合計	1,395,297	6,769	5,727

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について17,254千円（上場株式17,254千円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年3月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	70,525	-	7,175
	買建	投資有価証券	224,243	-	16,482
合計			294,768	-	9,307

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成23年3月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	11,477
合計			259,542	-	5,072

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 (注1) 577,943千円

年金資産	656,904千円
退職給付引当金	—
前払年金費用	78,961千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	144,536千円
退職給付費用		144,536千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	634,292千円
年金資産		768,441千円
退職給付引当金		—
前払年金費用		134,149千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	185,741千円
退職給付費用		185,741千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年 3 月31日)
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
有価証券償却超過額	有価証券償却超過額
13,915千円	19,964千円
ソフトウェア償却超過額	ソフトウェア償却超過額
111,021千円	109,432千円
賞与引当金損金算入限度超過額	賞与引当金損金算入限度超過額
143,920千円	147,664千円
退任役員退職年金未払金	退任役員退職年金未払金
3,240千円	1,409千円
ゴルフ会員権償却超過額	ゴルフ会員権償却超過額
31,121千円	31,121千円
未払事業税	未払事業税
6,912千円	39,103千円
時効後支払損引当金	時効後支払損引当金
7,900千円	9,297千円
その他有価証券評価差額金	資産除去債務費用
60,850千円	7,259千円
その他	その他有価証券評価差額金
81,394千円	88,784千円
繰延税金資産小計	その他
460,278千円	133,834千円
評価性引当額	繰延税金資産小計
58,322千円	587,870千円

繰延税金資産合計	401,956千円	評価性引当額	62,448千円
繰延税金負債		繰延税金資産合計	525,421千円
前払年金費用	32,129千円	繰延税金負債	
繰延税金負債合計	32,129千円	前払年金費用	54,585千円
繰延税金資産の純額	369,827千円	繰延税金負債合計	54,585千円
		繰延税金資産の純額	470,836千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	
法定実効税率	40.69%		
（調整）			
評価性引当額	2.12%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.05%		
住民税等均等割	0.59%		
その他	0.02%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%		

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める

相手先がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月 27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,714,947	未払手数料	312,835
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	895,754	未払手数料	95,215
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,260 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	9,985,821	未収委託者報酬	1,507,100

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1株当たり純資産額 21,246.82円	1株当たり純資産額 21,718.48円
1株当たり当期純利益金額 343.99円	1株当たり当期純利益金額 681.35円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 361,902千円	損益計算書上の当期純利益 716,832千円
普通株式に係る当期純利益 361,902千円	普通株式に係る当期純利益 716,832千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
平成23年2月1日付で、定款について次の変更をいたしました。
・ 当社の公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,303	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	安藤証券株式会社	2,280	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	S M B C 日興証券株式会社	10,000	
	株式会社 S B I 証券	47,937	
	株式会社証券ジャパン	3,000	
	新潟証券株式会社	600	
	野村證券株式会社	10,000	
	浜銀 T T 証券株式会社	3,307	
	八幡証券株式会社	1,260	
	楽天証券株式会社	7,495	

	株式会社みずほ銀行	700,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社イオン銀行	51,250	
	株式会社きらやか銀行	17,700	
	株式会社西京銀行	12,690	
	株式会社山陰合同銀行	20,705	
	株式会社ジャパンネット銀行	37,250	
	スルガ銀行株式会社	30,043	
	株式会社筑邦銀行	8,000	
	株式会社東京都民銀行	48,120	
	株式会社東邦銀行	23,519	
	株式会社東北銀行	8,233	
	株式会社千葉興業銀行	57,941	
	株式会社トマト銀行	14,310	
	株式会社富山銀行	6,730	
	株式会社名古屋銀行	25,090	
	株式会社北越銀行	24,538	
	株式会社北海道銀行	93,524	
	株式会社横浜銀行	215,628	
	株式会社楽天銀行	23,485	
(3) 投資顧問会社	ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	非公開	投資会社の有価証券の引受けまたは販売、個人・組合・法人および投資会社を含むその他主体に対する投資にかかわるアドバイスの提供を含む投資顧問または運用業務、ブローカーまたはディーラーとしてのあらゆる種類の有価証券の売買、投資会社に加え一般会社の有価証券の引受けまたは販売、およびこれらの業務に付随する総ての活動などに加え、それらに限られない、一般有価証券業務に従事するものとします。

(注)資本金の額：平成23年3月末日現在

* 株式会社イオン銀行、株式会社筑邦銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社東邦銀行、株式会社東北銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社北越銀行および株式会社北海道銀行では、みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）のみの取扱いとなっております。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、野村證券株式会社では、新規の取得申込みのお取扱いに関する業務は行いません。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドにおいて、委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成23年9月7日現在、該当事項はありません。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成22年12月21日 臨時報告書

平成23年 1 月11日 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年 1 月24日 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年 2 月 7 日 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年 3 月 7 日 有価証券報告書

平成23年 3 月 7 日 有価証券届出書

平成23年 3 月24日 臨時報告書

平成23年 4 月18日 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年 5 月23日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年 7 月29日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）の平成22年12月8日から平成23年6月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）の平成23年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 7月29日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）の平成22年12月8日から平成23年6月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）の平成23年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 茂木 哲也 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月19日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

公認会計士 奥村 始史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）の平成22年6月8日から平成22年12月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）の平成22年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年1月19日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

公認会計士 奥村 始史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）の平成22年6月8日から平成22年12月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）の平成22年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 6 月 15 日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 茂木 哲也 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 47 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成 22 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。